

東大寺領封戸の形成と皇后藤原光明子

二条大路木簡の検討を手がかりに

The Formation of Todaiji-ryo Fuko and Empress Komyo with
the Fujiwara Clan

中林隆之

はじめに

- ① 二条大路木簡と東大寺領封戸
 - ② 藤原氏封戸と光明子
 - ③ 皇后の公的職務遂行と東大寺領封戸
- おわりに

【論文要旨】

二条大路木簡は、大略、藤原光明子の皇后宮および警護の衛府関連の木簡群と、それらと密接に関わる藤原麻呂家の投棄した木簡群により成り立つことが、明らかにされている。その中には、(1)近江国坂田郡上坂田郷の庸米荷札木簡、(2)若狭国遠敷郡玉置郷の調塩荷札木簡、(3)駿河国富士郡久武郷の調堅魚荷札木簡、(4)讃岐国宮處郷の記載が見られる削屑、が含まれる。(1)は麻呂家の封戸庸米荷札で、(4)も藤原氏に密接する氏族の盤踞地に関わるもの。他方、(2)と(3)は、いずれも公郷からの調雑物貢進木簡である。これらの木簡に見られる郷は、いずれものちに東大寺領封戸に編入される。

藤原麻呂家の資人の多くは、麻呂の死後、皇后宮職の写経所に勤務した。麻呂邸の東大寺領への編入も光明子の意図を前提とする。光明子は故太政大臣（不比等）家封戸の一部も管理した。「国造豊足解」も皇后宮職宛と見るのが自然で、よって、故左大臣（房前）家封戸の一部も光明子が管理したと思われる。(1)の貢進地や(4)の地が東大寺領となったのも、こうした光明子の藤原氏の家産的財産に対する、一連の管理・運営権を前提とする。

平城宮内のⅠ第13次調査の遺構と、Ⅱ129次・139次調査の遺構、Ⅲ宮町遺跡は、いずれも光明子の皇后宮と何らかの関連を有する。出土した贄・調雑物荷札木簡の貢進郷も、二条大路木簡のそれと重複するものが多い。二条大路木簡中の贄・調雑物荷札木簡は、行幸や節会など、各種公的行事の饗宴料に関わるものが主体だが、そこでは、複数の年次にわたり同一の公郷から貢進された事例が12例確認でき、その中にはⅠ～Ⅲの荷札と同じ郷からのものも見える。以上より、贄・調雑物には、特定の王権の公的職務遂行のために優先的に消費されるものがあり、その貢進地も限定的で特定できる。貢進地は、拠点的なミヤケが設定された地とその周辺部を核とする。(2)・(3)は、そうした王権（光明皇后）の公的職務遂行に密接する固有の公的地域で、光明子の意向を前提に、国家意志として東大寺に施入された。

はじめに

本稿の課題は、東大寺領封戸の形成の歴史的意義を、二条大路木簡を中心とする木簡群の分析によって明らかにすることにある。

東大寺の形成に関する研究史の蓄積には、膨大なものがある。その中で、とりわけ寺院機構や造営機構（造東大寺司）の形成・発展過程については、正倉院文書研究の進展とも並行しながら、すでにかかなりの程度明らかにされてきている。また東大寺領荘園の成立をめぐっても、近年、研究の進展は著しい⁽¹⁾。しかし、こうした動向の中にあつて、立ちおくれている分野がある。東大寺の迦藍造営や寺院機構の日常運営、さらには国家的法会の遂行のための財源の中核になったと思われる、寺領封戸の形成に関する研究である。

もっとも、概略については、はやくから以下のように示されている⁽³⁾。その封戸形成は、東大寺の前身となる大倭国金光明寺の段階の、天平13年(741)3月乙巳の国分寺造営の詔による封五十戸の施入を皮切りとする。そして天平19年(747)には、9月26日付の勅旨（『東大寺要録』）で金光明寺に対する一千戸の勅施入が実施され、その後『続日本紀』天平勝宝2年(750)2月壬午条には、「益大倭金光明寺封三千五百戸、通前五千戸」とあり、このころまでに五千戸の寺領封戸が形成されたことが知られる。ところが、こうした総計五千戸にもものぼる莫大な東大寺領封戸がいかなる形で形成されたか、換言すると、それがいかなる財政的裏付けをもって捻出されたかについては、史料的な制約の大きさにも起因して、これまでほとんど明らかにされてこなかったといつてよい。

しかし、近年大量に出土したいわゆる二条大路木簡は、この問題を解明するに際して、重要な素材を提供してくれる新たな史料群である。周知のごとく、二条大路木簡は、左京二条二坊五坪と左京三条二坊八坪の間を東西に通る二条大路の南北の両端に、道路側溝に並行してその内側に掘られた三つの濠状遺構（北側濠…SD5300およびSD5310、南側濠…SD5100）に投棄された、内容的に一括できる約七万四千点にのぼる木簡群である。奈良国立文化財研究所編『左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』の本文編第IV章の1Cと第V章の1B（いずれも渡辺晃氏執筆⁽⁵⁾）などによると、このうち、年期のあるものはほとんどが天平3年(731)以降のもので、天平7～8年(736)を量的なピークとしつつ、和銅年間の1点の削屑を上限として、天平11年(739)のもの（SD5100）を下限とする。そしてこれらは、旧長屋王家の跡地たる左京三条二坊八坪（皇后宮とされる施設⁽⁶⁾）と、二条大路を一時塞いで建てられた施設（衛府関連施設カ）より廃棄されたと推定される、藤原光明子の皇后宮に密接に関わる木簡群（皇后宮とされる施設より投棄された木簡群と、中衛・兵衛など皇后宮の護衛に関わる衛府が投棄した木簡群の両者を含む）、および、それらとも密接に関わる、左京二条二坊五坪にあったと推定される兵部卿藤原麻呂家の廃棄した木簡群、この二つの木簡群を主体としていることが、大略明らかにされている。

さて、二条大路木簡の中には、調や贄などの食料品の貢進荷札木簡などが大量に存在する。そうした荷札木簡に見える貢進地（郷）の中には、東大寺領封戸の所在郷と一致すると見られるいくつかの事例が確認・推定できる。もっとも、この点については、後述するように、個々の事例に即した、諸氏や『古代地名大辞典』⁽⁷⁾（以下『辞典』と略記する）による言及がすでに見られる。しか

し、東大寺領封戸の形成という問題に即して、それと二条大路木簡との関係を総体的に見据えようとする方向での検討は、未だなされてはいない。そこで、第1章において、かかる観点にもとづいて、この基礎的な事実について、あらためて確認しておきたいと思う。

なお、そうした視座から、二条大路木簡として見られる食料品荷札木簡の貢進地などが、後に東大寺領封戸になるという事実を見た場合、必然的に、二条大路木簡の廃棄主体（すなわち、光明皇后・衛府や藤原麻呂家など）の動向と、東大寺領封戸の形成のあり方との関係がクローズアップされてくる。そこで、この点について、第2章・3章において、以下の観点より具体的に検討してみたい。

第一は、光明皇后や藤原麻呂家など藤原氏の家産制的財産との関わりを追求することである。これによって、東大寺（領封戸）の形成に果たした光明皇后の位置、および天平期における藤原氏の動向と、東大寺造営との関係が、従来よりもいっそう明瞭になると思われる。ちなみに、こうした検討作業は、必然的に王権や有力〈貴族〉層の家産制的財産の基本的特徴一般についての、一定の見通し的な見解を提示するものともなるはずである。これらの点の検討を第2章の課題としたい。

第二は、二条大路木簡中の荷札木簡からうかがえる海産物食料品租税（調雑物・贄・中男作物など）の調達—保管—消費の過程について、木簡の出土状況をふまえながら、経費論的観点⁽⁸⁾を重視しつつ考え、その歴史的特徴を把握することである。具体的には、調雑物や贄などの消費のあり方を、光明皇后の王権としての公的職務活動、すなわち行幸・節会・法会といった各種の公的儀礼行為の遂行との関係から考える⁽⁹⁾。そして、廃棄された木簡よりうかがえる食料品の貢進地の歴史的特徴について、平城宮内外のいくつかの特徴的な遺構より出土した木簡と比較することで把握し、そのことによって、それらの貢進地と東大寺領封戸の形成との関係について検討する。これを第3章の検討課題としたい。

以上の考察を通して、東大寺領封戸の形成が果たした国家的意義について考えるのが、本稿の目的である。

①……………二条大路木簡と東大寺領封戸

二条大路木簡の中には、食料品の貢進物荷札木簡が多数存在する。また形状の上でそれとは断定できないものの、記載内容上、荷札木簡とも何らかの関連を有すると見られるものもある。そうしたもののうち、ここでは、東大寺領封戸の形成の問題を考える上で重要と思われるいくつかの木簡・削屑に注目し、これらに検討を加えることとする。

(1) 近江国坂田郡上坂田郷の庸米荷札木簡

二条大路木簡のなかで、ほとんどがSD5300の左端たるJD29・28地区より集中して出土した、次に示すような、近江国坂田郡上坂田郷の庸米に関する荷札木簡が大量に存在する。

[史料1] (平城宮発掘調査出土木簡概報 24, 28頁…以下, 城 24-28のごとく略記)

- ・坂田郡上坂郷有羅里戸主坂田老戸
- ・庸米三斗

渡辺氏は、[史料1]に典型的に見られるような、SD5300の西端とSD5310の東端、およびそれらと二条大路を挟んで向かい合うSD5100の中央部に廃棄された木簡群は、基本的に、二条大路に面した門SB5315の北側より廃棄されたものであることを指摘し、それらの木簡群を、記載内容などから藤原麻呂家の廃棄したものとしている。そして、[史料1]を含む近江国坂田郡上坂(田)郷の庸米木簡については、文字の崩しが顕著で、国名を省略するものもあり、なかには郷名から書き出したものもあること、しかも一郷への集中が顕著であることなどの点を指摘し、庸米木簡は封主に充てられた荷札木簡であり、藤原麻呂家こそが、その本主に他ならないことを主張している。この渡辺氏の指摘は妥当であり、本稿も基本的にその見解にしたがいたいと思う。

では、近江国坂田郡上坂田郷に所在した麻呂家の封戸が、本主たる麻呂が天平9年(737)7月に天然痘により死去した後、どのように推移したのであろうか。すでに『辞典』にも指摘があることだが、あらためて確認しておこう。

『東大寺要録』巻第八雑事章第十之二に、天平19年(747)9月26日付の勅旨が所載されている。これは、同年9月21日の勅にもとづいて発給された勅旨で、金光明寺に食封一千戸を充てたものである。このなかに近江国分の封戸百五十戸が見られるが、そこに愛智郡・高島郡とともに坂田郡五十戸が確認できる。この坂田郡五十戸とは、具体的にはどのようなものか。

正倉院文書中に、一連の石山寺造営関連帳簿が存在する。その一つの造石山寺所解移牒符案の中に、近江国が愛智郡・坂田郡・高島郡の郡司に宛てた、天平宝字6年(762)5月1日付の国符の案文が見られる(続々修一八ノ三、『大日本古文書』一五ノ一九七~一九八⁽¹⁰⁾)。これは、未納であった当該諸郡三郷、すなわち愛智郡蚊野郷・坂田郡上坂郷・高島郡葦積郷の天平宝字5年(761)分の東大寺領封戸の租米を、一郷分(愛智郡蚊野郷の分)を造石山寺所に留め、他の二郷分(坂田郡上坂郷と高島郡葦積郷の分)を早急に造寺司に納めてほしいとの近江国衙宛ての同年4月24日付の造寺司牒にもとづき、近江国が発給したものの写しである。この三郡は、天平19年の上記の勅旨に見られた三郡に一致する。したがって勅旨に見られた百五十戸とは、それぞれ愛智郡蚊野郷と高島郡葦積郷、それに坂田郡上坂(田)郷であった可能性が高い。

しかも、天曆4年(950)の表題年紀が見られる「東大寺封戸庄園寺用雑物目録」(『東大寺文書』東南院文書之二、三二七~三四七、所収)の近江国分の記載にも、百五十戸分の寺領封戸が見られる。そして近江国分の「調絹」に関する割り注記載に「八十七疋五丈二尺五寸、愛智郡百戸料大國八藪郷」とともに「五十五疋、坂田郡五十戸料上坂田郷」とある。したがって、八世紀の愛智郡蚊野郷と高島郡葦積郷分の百戸は、10世紀段階では、愛智郡大國・八藪郷百戸になっているが、坂田郡上坂田郷の五十戸分は、一貫して東大寺領であったことが判明する。以上より、二条大路木簡より確認できる藤原麻呂家の封戸を含む、近江国坂田郡上坂田郷五十戸は、天平19年には金光明寺に施入され、以後10世紀段階まで一貫して寺領封戸であったことがわかる。

(2) 若狭国遠敷郡玉置郷の調塩荷札木簡

[史料2] (城 22-33)

遠敷郡 玉置郷伊波里
□□若屋御調塩一斗

二条大路木簡には若狭国からの調塩の荷札木簡が大量に出土しており、この木簡もその一つである。この木簡は、SD5100のUO23地区より出土している。

『東大寺要録』巻第六封戸水田章第八には、天平勝宝4年(752)10月25日付の造東大寺司の東大寺三綱宛の牒が見える。これは、当時造東大寺司が管理していたと思われる五千戸の東大寺領封戸の内の一戸分を、当該年より「寺家雑用料」として充てることの内容を報告したものである。この牒には一千戸分の封戸所在地も列挙されている。この中に、「若狭国伍十戸」として「遠敷郡玉置郷」とある。したがって、すでに『平城宮木簡 一』や館野和己氏⁽¹¹⁾、さらに『辞典』などによって指摘されているように、天平勝宝4年までに、玉置郷五十戸は東大寺領封戸となったことが判明する。

なお玉置郷については、はやく藤原宮木簡に「手巻里」として見られ、平城宮木簡にも、玉置郷田井里の三次君国依の貢進した「御調塩三斗」の神亀4年(727)閏9月7日付荷札木簡などがある。

また郷里制下には玉置郷も存在し、玉置郷三家人黒麻呂の貢進した天平4年(732)9月付の「御調塩三斗」の荷札木簡も見られる。郷家は、郷戸が配属された、一般の郷とは区別された行政組織であるとされるものである。しかしこの場合、玉置郷家は、郷名と一致している。また『延喜兵部式』や『倭名類聚抄』などには玉置郷は見られなくなっており、これは上記の諸研究の指摘の通り、玉置郷が東大寺に施入された時点で、郷家所在地がともに施入され、それにともない郷家に変更されたことによるものと思われる。したがって、おそらく玉置郷は、玉置郷の郷域内もしくは隣接(ないし付属)地に設置された郷家とみてよからう。あるいは郷里制下において、もともと玉置郷を構成していた里(コザト)の一部を郷家としたのかもしれない。

このように、若狭国の東大寺領封戸は、平城宮木簡や二条大路木簡の貢進物荷札の廃棄主体に関わる、もと郷家を構成した地をも含む郷によって形成されたことがわかる。

(3) 駿河国富士郡久貳郷の調堅魚荷札木簡

〔史料3〕(城22-23)

・富士郡久貳郷野上里大伴部若足調堅魚

天平七年十月

・七連六節

この木簡は、調の荷札木簡である。SD5100のUO45地区より出土している。二条大路木簡には駿河国の荷札木簡が多数見られ、この木簡と同様に、調堅魚の荷札である場合が多い。富士郡の荷札木簡は、この木簡の他に、もう2例ある(古家郷小嶋里の荒堅魚の荷札木簡と嶋田郷鹿野里の煎の荷札木簡)。

『辞典』でも指摘されているように、『東大寺要録』所載の天平19年勅旨に、金光明寺封戸の一つとして駿河国百戸があり、益頭郡五十戸とともに富士郡五十戸が記載されている。そして、天曆4年の「東大寺封戸庄園寺用雑物目録」の駿河国百戸の「調絹冊四疋四丈四尺」の割り注記載に、「廿疋二丈、益頭郡五十戸料益頭郷」とともに、「廿三疋三丈、富士郡五十戸料久貳郷」と見られる。

ここに見られる駿河国の東大寺領封戸が、天平19年のその所在地と一致するとは確言できな

い。ただ、富士郡久貳郷の場合、正倉院に伝来した白布袍残闕に、「駿河国富士郡久貳郷戸主□□□□調布壹端…」という調墨書銘が付されたものがあり（『銘文集成』）、8世紀以来、東大寺との密接な関係がうかがえる。したがって、断定はできないものの、富士郡久貳郷が8世紀段階より東大寺領封戸であった可能性は、十分あると思われる。

(4) 讃岐国山田郡宮處郷の削屑

[史料4] (城 30-32)

- ・ 讃岐国宮處郷戸主□勝
- ・ □専 軋 軋 軋

これは削屑である。SD5300 西端のJD29 地区より出土している。国名などが記された側が一次利用面であり、記載された情報が不要となったことにもない、木簡そのものの二次利用のために、削り取られたものと思われる。背面を二次利用して「祇祇祇神亀□」といった習書がなされている。

削屑となる以前の木簡の、本来の機能・用途はよくわからない。

この削屑には、かなり丁寧な筆跡による国名+郷名+戸主+人名の記載がある。二条大路木簡には、考課（勤務評定）に関わることが推測可能な木簡の削屑がいくつも見られる。勤務評定に関わる木簡の場合、正倉院文書などの事例から、官位姓名+年齢+本貫地+年毎の上日数と評定+上日数と評定の集計、といった構成の記載方式を想定しうることが、渡辺氏によって指摘されており、実際、官位姓名の後に本貫地が記されている事例もいくつか確認できる。しかし、この木簡の場合は、郡名記載が見られない点に特徴がある。勤務評定に関わる木簡の場合には、本貫地記載をとともなう場合には、その記載には勘籍の意味が付随するであろうから、この削屑のような郡名記載の脱落は考えにくい（事例でも確認できない）。他方、国名+郡名+郷名+戸主+人名の記載は、荷札木簡の場合は、貢進物の貢進主体を示す一般的記載である。ただし、この削屑の場合、上記したように郡名記載が抜けており、荷札木簡の記載形式とは完全には一致しない。もっとも、荷札木簡の場合には、国名や郡名を省略するものもあり、宮町遺跡出土の荷札にも、国名はあるが郡名記載が見られないものが1事例確認できる（未発表）。この削屑に見られる記載の場合も、貢進物の貢進先において、郡名が自明であることにもなう省略記載である可能性もないわけではない。しかし、荷札木簡の場合には、通例、人名記載のすぐ下に脱目や貢進物品の記載がともなうが、この削屑の場合、現存部分を写真で見ると、人名記載の下には何らの文字記載も見られない。よって、これが荷札木簡の削屑であったか否かも、判然としない。なお、この削屑に見られる字句の書きぶりは、上記したようにかなり丁寧である。したがって、あるいは、これは本来、何らかの文書木簡の一部であった可能性を考慮すべきかもしれない。

このように、削屑となる以前の本来の木簡の性格は、結局判然としないが、留意すべきは、削屑に記された讃岐国（山田郡）宮處郷と、二条大路木簡の廃棄主体との関係についてである。天平6年(734)の山田郡大領中臣宮處朝臣清麻呂の撰述になるとされる、「中臣宮處氏本系帳」なるものの写本が存在する。この「本系帳」は、記載内容については、山田県（主）に関する言及など独自の興味深い記載はあるものの、はやくから矛盾や記紀との不整合などが指摘されており、信頼できる

ものではない。しかし中臣宮處氏が讃岐国山田郡宮處郷を本拠地とする地方豪族であることは、この史料の存在や中臣宮處（朝臣）という氏名から見て、まず大過ないことと思われる。ここでは大まかにその点のみが確認できればよい。それをふまえた上で重視すべきは、長屋王の変の発端を記した『続日本紀』天平元年(729)2月辛未条の記事である。そこには、長屋王を「告密」した者の一人として、無位中臣宮處連東人が見える。長屋王の変が、聖武の皇太子となった某王死去の後、藤原氏の策謀によって引き起こされた事件であることは周知のことである。したがって、中臣宮處連東人は、藤原氏に密接に関わるものであったとみるのが自然である。なおこの時東人は「左京人」であったが、郡司級地方豪族の子弟が、自らに関連する有力者との縁故などによって雑任クラスの下級官人として都に出仕することは、ごく普通に見られることである。この場合も同様のことが想定可能であろう。つまり、東人も讃岐国山田郡宮處郷を本拠地とするもので、讃岐国山田郡宮處郷と藤原氏との密接な関連にもとづいて都に出仕したものだったのではなかろうか。

憶測に及ぶ部分が多く確定的には言えないものの、この削屑そのものの存在や、今見た『続日本紀』の記事などより、讃岐国山田郡宮處郷が、二条大路木簡の廃棄主体たる光明子の皇后宮関連施設ないし藤原麻呂家など、藤原氏と密接に関わる地域であった可能性は、否定できないものと思われる。

さて、注目すべきは、『辞典』も指摘するように、『東大寺要録』所載の天平勝宝4年の造寺司牒に、讃岐国百五十戸分の封戸所在地が見られ、その一つに「山田郡宮處郷五十戸」の記載が確認できることである。したがって、この削屑の記載に見られた、讃岐国山田郡宮處郷は、その後、天平勝宝4年までには、東大寺領封戸となっていたことが判明するのである。

以上、二条大路木簡に見られる貢進物荷札木簡の貢進地や削屑に記された郷の中で、その後東大寺領封戸になったことが判明する所在地を、その可能性のあるものを含めて4事例確認できた。では、このように、二条大路木簡の廃棄主体のもとで消費された食料品の貢進地が、後に東大寺領封戸として確認できるということは、何を意味するのであろうか。以下、この問題について考えていきたい。

なお、結論を先取的に述べると、上記の四つの事例については、一律に論じることはできず、(1)と(4)、(2)と(3)という二つのグループに分けて、それが東大寺領封戸となった事情を考えてみる必要があると思われる。すなわち、これまでの言及からも明らかなように、前者は、二条大路木簡の廃棄主体の封戸、もしくは藤原氏に密接につながるとされる地からのもので、藤原氏の家産制的財産や藤原氏と私的な関係を持つ地方氏族の盤踞地が寺領封戸に転化したものと見られる⁽¹²⁾。それに対し後者は、いずれも調（雑物）の貢進荷札木簡であった。しかも、(2)の場合は、駅家が付属もしくは隣接した公的性格のきわめて強い郷からのもので、(3)の場合も、天平7(735)年の年紀を有する他の多くの調荷札木簡と性格が異ならず、藤原氏関連の封戸とはみなしがたいものと思われる。したがって、こうした公的な調貢進地が、東大寺領封戸となる際の事情が問題となる。以下、それぞれの事情について、(1)と(4)については2章で、(3)と(4)については3章で、各々検討していこう。

②……………藤原氏封戸と光明子

(1)と(4)の事例から考えてみる。

二条大路木簡中の庸米荷札木簡の貢進地としてみられた藤原麻呂家の封戸所在郷（近江国坂田郡上坂田郷）や、同木簡中の削屑に記された皇后宮もしくは藤原麻呂家と密接に関わるとされる郷（讃岐国山田郡宮處郷）が、東大寺領封戸となった経緯は、いかなる事情によるものであろうか。

二条大路木簡には、麻呂家の家政機関においてさまざまな仕事に従事していた資人が多数見られる。渡辺氏は、こうした資人の中に、皇后宮職系統の写経所で活動したことが確認できる者が多いことを明らかにし、麻呂の天然痘による病死後、皇后宮職が麻呂家の資人らの受け皿として機能したことを推定している。

また渡辺氏は、麻呂邸の所在した左京二条二坊五坪を含む東院南方遺跡が、その後梨原宮となり、さらに延暦年間までは東大寺領梨原荘となることを指摘している。そして東院南方遺跡のSD5240からの出土と推定され、かつ内容上、天平勝宝初年ごろのものと思われる「大贄」進上木簡を、宇佐八幡神の梨原宮滞在中に造東大寺司から八幡神に進上された贄（神餞）の進上木簡として、当初からの梨原宮と東大寺との密接な関連性を想定している。そしてこうした東大寺との密接な関係を、光明皇后の皇后宮職を通してのものにとらえ、麻呂邸のその後のありかたの変化への光明子の関与を見いだしている。

この指摘に明らかなように、麻呂家のトネリや麻呂邸は、麻呂の死後、遺族がそのまま全ての財産を相続したわけではなく、少なくとも一部は光明子の管理下におかれたものと見られる。このように考えると、近江国坂田郡上坂田郷に所在した麻呂家封戸が、その後東大寺領封戸となった経緯についても、同一線上の流れで理解すべきであり、光明子との関係を前提に置いて考えるのがもっとも自然であるように思われる。

なお、麻呂家の場合、南家・北家・式家の場合とは異なり、天平9年の天然痘流行により当時の当主が死去した時点で、五位以上の地位にいる者がいなかった。そして麻呂の嫡子である浜足（のち浜成）が従五位に叙位されたのは、天平勝宝3年(751)のことで、かなり時期が下る。したがって、麻呂家の家産制的財産の推移のあり方は、一見すると、麻呂家の事情に起因する特殊事情と解されるかもしれない。しかし、そうした見方は、おそらく正しくあるまい。むしろ、光明皇后の藤原氏封戸に対する権限一般に関わる問題として、これを把握しなければならないと思う。以下、この点について考えてみたい。

まず重視すべきは、『続日本紀』天平2年(730)4月辛未条の「始置皇后宮職施薬院、令諸国以職封并大臣家封戸庸物充價買取薬草毎年進之」という記事である。これによると、施薬院の設置にとともに、皇后宮職の封戸とともに「大臣家封戸」の庸物が施薬院の薬草買得料にあてられたことが確認できる。故太政大臣藤原不比等の功封が、その後どのように子孫に伝領されたかをめぐっては、これまでもさまざまに議論されてきた。しかし、この記事を見る限り、すくなくとも天平2年の時点では、その封戸はあくまでも「大臣家封戸」という形式を保っており、その庸物の処分権が光明子にあったことは明白である。⁽¹³⁾ 故不比等邸が、光明子の立后後にその居所となったことは周知

のことだが、この記事は、光明子が邸宅のみならず、「大臣家封戸」の少なくとも一部の管理・運営権をも有していたことを明瞭に示している。

同様のことは、藤原四氏の病没後の封戸についても推測できるだろう。この点について考えるために、迂遠ではあるが、著名な「国造豊足解」（続々修四六ノ九、大日古七ノ二二三～二二四、所収）を検討してみよう。まず以下に釈文を掲げる。

[史料5]

国造豊足謹解 申左大臣家税事

天平十年春定一千卅三束五巴之中 官進納紘五百十束
十年馬食料四束 合五百十四束

遺穎五百十九束五巴之中雜用 赤根直冊二束 絹一匹直冊六
六共直冊一束 合百十九束

十一年遺穎春定四百五巴之中 去年未納百八束
当年依名負穎百十二束五巴

豊足応納百八十束

百八十束代進納神己市倉一間 見稻五十束伐
絹一匹十三年六月一日

右件状具録謹解

天平十一年正月廿三日国造豊足

本文書の性格をめぐっては、高柳光壽・藺田香融・虎尾俊哉・鬼頭清明・加藤友康など諸氏による専論がある⁽¹⁴⁾。本稿では、これらの諸氏の論点を網羅的に逐一検討することはさげ、文書の性格と作成主体および宛所という基本的な問題にのみ焦点をしばって、諸氏の見解を概括した上で、私見を端的に提示してみたい。

最初にこの文書を本格的に検討したのは、高柳氏である。氏はこの文書を、「目代が左大臣家の私税の進済に関して上申した文書」であるとす。そして二行目の本文および割書記載に見られる「官進納紘五百十束」が同行本文の「一千卅三束」のほぼ半額であることより、これを封戸租半給原則にもとづく国家納入分ととらえ、残りの五百十九束が給主＝「左大臣家」の分とみて、この文書を「左大臣家」を宛所とする「封米の結解」であるとした。同時に、末尾に見られる日付が「天平十一年正月廿三日」であるのに対し、六行目の割書記載に「十三年六月一日」とあることや、本文書が全文一筆であって六行目の行割りも本来的なものと思われることなどを根拠に、氏はこの文書を写しと判断した。

しかし、現在にいたるまでの研究史に大きな影響を与えたのは、その後発表された藺田氏の説、およびそれを批判・修正した虎尾氏の説である。藺田氏は、本文書を写しと見る高柳説を受け入れつつ、これを、正税帳に類似した左大臣家の「家税帳」とでも称すべきもので、国衛の目代であり同時に「左大臣家」の隷属官でもある国造豊足が、封主たる「左大臣家」（藤原房前家）に宛てた、天平9年(737)度の封戸租の繰り越し分の収支・運用報告書の写しと見た。これに対し虎尾氏は、本文書を、「左大臣家」（藤原房前家）に隷属する在地豪族の目代の国造豊足が、自らが現地で管理・運用している天平9年度分の封戸租全額の収支・運用状況を、本主たる「左大臣家」に宛てて報告した文書の写しとする。その上で、五行目の「豊足応納百八十束」と六行目の本文の「百八十束代進納神己市倉一間」およびその割書記載「見稻五十束伐／絹一匹十三年六月一日」との対応関係などより、本文書は、実質的には、国造豊足の有した神己市倉と「左大臣家」の封戸租百八十束とを交換するために作成されたものの写しであるとする。加藤氏は、以上の点に関する限り、ほ

は虎尾説にしたがっている。

一方、鬼頭氏は、藪田・虎尾両氏が、この文書を国造豊足が左大臣家宛てに作成した文書（の写し）と見たことを、「左大臣家の隷属官が左大臣家へさしだす文書にわざわざ『申左大臣家事』と記すのはおかしい」と批判し、これを、左大臣家の封戸の収納を担当した国郡衙所属の下級官人たる国造豊足が、公文を参考に作成したもので、宛先は某国国衙であるとしている。

以上、「国造豊足解」の基本的性格をめぐっての主要諸説の論点を概観した。しかし、いずれの説も、未だ多くの課題を残していると言わざるを得ない。

第一に、本文書の基本的な性格に関わって、現存する文書を、正文ではなく写しであると主張した高柳説が、その後の諸説にもそのまま継承されてきているが、そうした判断は、果たして絶対的なものなのだろうか。第二に、鬼頭氏を除く諸氏は、この文書（正文）の宛所をいずれも「左大臣家」（藤原房前家）と見ている。しかし、この点は大いに疑問である。そもそも、本文書の一行目に記された「申左大臣家税事」は、あくまでも「事書」、すなわち報告すべき案件の題目を記したものにすぎないのであって、ここからは宛所を特定できない。そして、鬼頭氏が的確に指摘したように、「左大臣家」に隷属するものが、自明である宛先（主家）の税のことを、わざわざよそよそしく「左大臣家税」と記すというのも不自然きわまりない。したがって、あらためてこの文書の宛所について考える必要がある。第三に、上記の宛所の問題にも密接するが、この文書が正倉院文書として伝来してきたことの意味を考える必要がある。これまでの諸説は、いずれもこの点についての配慮がほとんどない。以下、これらの問題についての私見を述べたい。

まず、記載内容からうかがえる文書の性格について。これについては、藪田説を修正した虎尾・加藤両氏の説がほぼ妥当だろう。二行目の本文記載「天平十年春定一千卅三束五巴」は、国造豊足が管理する「左大臣家」の封戸租の全収入額で、その割書「官進納紇五百十束」は、封戸租の半給原則にしたがって、現地管理者たる国造豊足が、国衙にほぼ半額を進納したことに関わる記載と見てよからう。また三・四行目は、官進納後に残った封戸租の運用・支出報告で、雑用分と私出拳の貸付とその返却・未納分に関する内訳である。五行目の本文記載「豊足応納百八十束」は、その運用・支出分を除いた、豊足が本主（広義）へ上納すべき分だろう。しかも、六行目の記載より、虎尾氏の指摘したように、実質的にはこの文書は、国造豊足所有の神己市倉と封戸の残りの額「百八十束」とを交換するために、作成されたものである可能性がある。したがって、こうした本文書の性格と記載内容上、これを国衙宛てと見る鬼頭説は成立しない。

ただし、虎尾氏が、藪田氏の説にひきずられて、これを天平9年度分の封戸租に関する文書とした点は失当であろう。そもそも、藪田氏がこの文書を天平9年度分の収支報告と見たのは、これを正税帳に類似した帳簿と判断し、二行目の「天平十年春定一千卅三束五巴」を前年度の繰り越し額と見たことによる。しかし藪田氏は、他方で高柳説にしたがって、二行目の割書記載を天平9年度分の封戸のほぼ半額を官に上納したものとしている。これは明らかに矛盾といわざるを得ない。

二行目の割書「官進納紇五百十束」は、確かに本文記載の量のほぼ半額である。しかし、その割書の記載は、本文の「一千卅三束五巴」を割書と同年度の田租収入の全額であると解することによってのみ、封戸租との関連で意味を持つ数字である。藪田氏のごとく、本文記載を前年度の繰り越し記載と見た場合は、それは封戸租半給原則で半額を既に国衙に上納した後の数字として現れざる

をえず、したがって、前年度（天平9年度）の封戸租分からの「左大臣家」の支出が全くなかったと仮定したとしても、割り注部分は、本来の全収入額の約4分の1に相当するものとなり、封戸租の上納額とは無縁の記載ということになってしまうからである。

虎尾氏はおそらくこの点を意識してか、本文記載を、天平9年分の、国造豊足管理分の封戸租収入の全額記載とする。しかしその結果、今度は、二行目の割書「十年馬食料四束」を、天平9年度分の官への上納を翌年になって履行したことに関する記載と見て、一旦天平9年度に封戸租の全額を正税からの割当て受領したうえで、改めて翌年にその半額分を穎稻で官に上納したとするような、かなり苦しい解釈をせざるをえなくなっている。これらは全て、二行目の本文記載を、天平9年度分の収入額としたことに起因する問題である。けれども、そのような解釈は無用であろう。この文書は事後報告の形式をとるものであるから、二行目の本文記載は、天平10(738)年度の封戸収入を、見積もり形式（これが「天平十年春定」の意味であろう）によって、天平11年(739)正月時点で書いたものと見れば、何の問題も生じないからである。

次に、高柳氏以来、本文書が、原文書の写しであるとされている点はどうかであろうか。結論的に言うと、これにもしたがえない。確かに本文書は、写真で見る限り全文一筆と思われる。しかし、だからといって、これを単純な写しと判断する必要は必ずしもないだろう。むしろ、以下のような想定の方が、より自然なのではなからうか。すなわち、本来、国造豊足が天平11年正月付けで提出した、本文書に先行して作成された一次的文書が存在した。しかしその後何らかの問題が生じたことにより、それが一旦豊足の手元に差し戻された（おそらくこれは虎尾氏が指摘した、豊足所有の神己市倉在庫の稲五十束と絹一匹との交換の問題などに関わるのであろう）。その後、あらためて豊足が、一次的に作成した文書をもとに、天平13年(741)月6月1日以降に、封主（管理・運営主体）へ作成・提出した二次的な正文、それがこの文書である、と見るのである。

最後に、本文書の宛所について考えよう。本文書の背面には習書と思われる3行分の記載があるが、その性格は判然としない。写経所の関連帳簿として残されたのは、習書記載の後方（左側の端）に相当する部分に「雑阿含経第四帙+巻充四月廿四日/上座書分紙返合一百冊五枚」という記載があることによる。これは写経所の案主が記したメモである。文意は必ずしも明瞭ではないが、一行目は雑阿含経第四帙の書写事業に際しての充紙の覚え書きで、二行目は「上座」某の書のために写経所が管理していた紙のうち、返却すべき紙数に関する記録と思われる。したがって、いずれも写経用紙の出納関連記録ということになる。他方、天平19年(747)6月28日付で山部花（万呂）が提出した常疏の手実（続々修一九ノ九、大日古九ノ四〇七～八）に、「雑阿含経四帙^{甲紙二百廿八張}_{十卷}」の記載が見られる。この書写事業が、厳密にいつ実施されたかは不明だが、6月28日以前であることは確実なので、4月24日に充紙されたと見て矛盾しない。經典名・帙数も同じである。したがって、断定はできないものの、国造豊足解の紙背に記された写経所のメモ（一行目）は、天平19年の常疏の書写事業に関連するものと考えてよいのではなからうか。そう見てよければ、国造豊足解が反故にされたのは、六行目の割書記載に見られる天平13年6月1日以降、天平19年以前ということになる。金光明寺写経所の時代である。

藺田・虎尾・加藤氏はいずれも、本文書を「左大臣家」=藤原房前家に宛てられたもの（の写し）と見ていた。その想定が、文書形式上成り立たないことは、上述した通りである。さらに、そ

れが成立困難であることは、今見た本文書の二次利用のあり方からも指摘できる。なぜなら、「左大臣家」宛の文書（しかも写し）が、金光明寺写経所に流入すると考えるのは、写経所の沿革から見ても、きわめて不自然だからである。仮に、三氏の主張のごとく、本文書を「左大臣家」宛のものとするならば、それがなぜ写経所に流入するのか、その理由を明確に説明する必要があるだろう。

周知のとおり、金光明寺写経所は、皇后宮職管下の写経組織が発展的に継承されたものであった。また写経所を統括した金光明寺造物所も、金光明寺造営のために設置された臨時の令外官司（職）であり、構造的にも人的にも皇后宮職および春宮坊と密接に関わる組織であった。なお、金光明寺段階の写経所には、天平20年(748)以降の造東大寺司段階とは異なり、公文類をはじめとした大量の反故文書が流入し、写経所の帳簿は、多くの場合、その反故文書を二次利用して作成されたことが知られている。そして、それらの反故文書については、優婆塞貢進文の宛先などから、すべて皇后宮職を介して流入した可能性が想定されている⁽¹⁵⁾。よって、本文書の場合も、まずは皇后宮職および春宮坊からの流入の可能性を検討する必要があるだろう。また、写経所の上級官司である金光明寺造物所そのものからの流入の可能性も、考慮する必要がある。その際、金光明寺造物所自体が、他官司からのいわば出向官人ばかりで構成された組織であった点に留意すべきである。したがって、金光明寺造物所の四等官などの本官から、もしくは構成員自身の私文書の流入、という経路についても、一応は想定してみる必要があるだろう。

では、以上のうちで、いずれが本文書の流入経路としてふさわしいのであろうか。

本文書は、解という上申形式をとって記されている。よって、目代国造豊足と、本文書の宛所たる組織との間には、所管—被管関係が存在したことがわかる。また、本文書は、上記したように、内容上、「左大臣家」の天平10年度の封戸租の収支・運用の内訳を、現地管理者たる国造豊足が、本主に報告したものと見られる。したがって、宛所は、「左大臣家」の封戸租の管理と運用に、直接関与できる組織ということになる。以上の諸点を勘案すると、皇后宮職・春宮坊を除いた金光明寺造物所の四等官などの本務官司の文書、もしくは造物所構成員の私文書などの流入の可能性は、まずないといってよからう。いずれも、「左大臣家」の封戸租との接点が見いだしがたいからである。それに対して、皇后宮職や春宮坊の場合は、本主たる光明子や阿倍内親王がともに左大臣房前と近親なので、密接に関連しうるものと思われる。

次に、本文書は、上記したように、天平10年度分の封戸租収入を見積り形式で記載している。そして国造豊足が管理・運営した封戸は、蘭田氏が明らかにしたように、天平9年10月丁未に藤原房前家に勅によって20年を限りとして施入されたものであり、しかも、天平10年度より直ちに収納状況が報告されているのであるから、封戸の選定をはじめとする設置手続きは、勅による決定後、即座になされた可能性が高い。また、国造豊足と文書の宛先（本主）との関係は、「左大臣家税」のみとは限らないだろう。むしろ「左大臣家」に対する封戸施入の決定後、すぐに対応できていることからすれば、本主と国造豊足との関係は、おそらくそれ以前から続いており、国造豊足は、そうした前提の上に「左大臣家」封戸の管理をも任されたと見る方が自然である。したがって、国造豊足と本文書の宛所との関係は、天平9年以前にさかのぼるものと思われる。

一方、春宮坊は、『続日本紀』に見られるとおり、天平10年正月に阿倍内親王が皇太子になったことにともなって設定された官司であった。したがって、天平9年に設置が決定された左大臣家封

戸の現地管理者たる国造豊足の本主について、これを春宮坊と想定するのも無理があることになる。これに対し、皇后宮職は、天平元年(729)に光明子の立后にともなって設置された機構である。したがって、皇后宮職の場合には、時期的に「左大臣家」封戸(の一部)を管理することはもちろん十分に可能である。よって、国造豊足解の流入経路としてもっとも蓋然性が高いのは、光明子の皇后宮職ということになるだろう。

迂遠な考察を続けてきたが、以上の検討からは、文書の形式と内容、二次利用と伝来のありよう、このいずれの側面から見ても、国造豊足解の宛所としてもっともふさわしいのは、光明皇后の皇后宮職、という結論がえられた。もちろん、国造豊足解が皇后宮職に宛てられたとする積極的な証拠はない。したがって、あくまでもこれは蓋然性の指摘にとどまる。けれども、従来の諸説がいずれも成立困難であること。また、皇后宮職の場合には、国造豊足解の宛所と見ることになら矛盾がなく、むしろきわめて自然であること。以上の点は、これまでの考察で明らかになったと思われる。よって私は、ここで、国造豊足解の宛所を光明子の皇后宮職、と見る仮説を提示しておきたい。したがって、光明子は、天平9年の勅で賜与された「左大臣家」封戸のうち、少なくとも一部の管理・運用権をも掌握していたことになるわけである。

では、今まで検討してきたような、光明子の藤原氏封戸に対する権限と、それらの封戸を東大寺へ施入したという動向は、いかなる性格のものとするべきなのであろうか。

考慮すべきは、封戸という特権財産そのものの性格である。封戸の性格をめぐっては、研究史上、〈貴族〉層の伝統的かつ強固な固有財産的側面を強調する見解と、国家的な制約の側面を強調する見解とが存在する。しかし、結論的に言うと、私は、前者の見方には単純には賛成できない。これまで見てきたように、最大の有力〈貴族〉たる藤原氏の場合、不比等の功封たる「太政大臣封戸」は、子の四氏の家に分割相続されるのではなく、そのまま「大臣家封戸」という形式を維持し、光明子とその庸物の管理・運用権を持っていた。20年という限定付きで設置された「左大臣家封戸」の場合も同様で、北家が全てを相続したわけではなく、その一部は光明子が管理したと見られる。こうした経緯を見ると、これらの封戸に対する藤原氏の私有財産としての権限の限定性は明白である。これらの封戸は、おそらく、不比等や房前個人を国家的に称揚する意図にもとづいて、国家の意志として設定されたものと見ておくのが一番穏当だろう。また、右のような特別の国家的意向によるものではなく、通常の位封もしくは職封であったと思われる麻呂家の封戸の場合も、全てがそのまま京家の子に相続されたのではなく、一部は光明子の意向をもとに、東大寺に施入されていった。

無論、私は、今見た藤原氏の封戸およびそこからの収益が、日常的には藤原氏を構成する各家ごとの家産制的財産としての側面を持ち、なおかつ通常の場合、その多くの部分が、家ごとに相続されるであろうことを否定するものではない。また光明子が、「大臣家封戸」・「左大臣家封戸」や、麻呂家封戸の少なくとも一部の管理・運営権を掌握することが可能であるのは、当然ながら、彼女が藤原不比等の娘であり、藤原四氏とも兄弟であったという、藤原氏近親の族的な結合を前提にしたものであることも疑いなかろう。したがって、それは、広い意味で〈貴族〉層の族的な特権財産維持の一形態と言うこともできるだろう。また、光明子が近親の封戸の一部を東大寺に施入した背景には、あるいは、病没した藤原四氏の菩提を弔うという意味もあったのかもしれない。

しかし、忘れてならないのは、光明子は、皇太子時代からの聖武のキサキで、かつ長屋王の変後には皇后となったという、基本的事柄である。つまり光明子は、藤原氏の有力構成員でありながらも、同時に、君主権力の一端を直接的に構成している人物でもあった。この点を十分に評価する必要があるだろう。しかも、より重視すべきは、光明子の封戸管理・運営の内実である。「大臣家封戸」の庸物は、悲田院・施薬院という、都城における貧民・疾病者の「救済」という「公共」的事業を実施する目的で、設置された施設であった。また、藤原麻呂家の封戸などを財源の一つとして成立した東大寺の国家的性格については、王権との関係を追究した早くからの議論に加えて、近年では、国家的法会や写経所での一切経書写との関係の分析などを通して、王権・国家をめぐる国際的・国内的な政治情勢との関連の具体相が明らかにされつつある⁽¹⁶⁾。したがって、光明子が藤原氏の封戸（の一部）を管理・運営し、東大寺に施入したのは、彼女の恣意や単純な藤原氏の族的・個別的な利害を超越した、国家の政策を前提とした行為と見なければならぬ⁽¹⁷⁾（なお(4)の木簡に見られる郷については、具体的な施入の事情は史料的制限が大きくよくわからないが、前章で検討したように、この郷が藤原氏と密接に関わる地域であるならば、これも国家の政策をふまえた光明子ないし藤原氏の意志によるものと見てよからう）。

このように、藤原氏の個別的利害や光明子の意志は、あくまでも大枠としての国家意志を前提とし、むしろそれに寄りそう形で表明されるものであった。つまり、藤原氏の、家産制的性格をも有した封戸に対する個別的な権限は、重大な国家の政策・意志に対しては相対的に脆弱であり、その権限の制約がかなり大きかったのである。そして、最大の有力〈貴族〉たる藤原氏のありようから判断すると、こうした動向は、程度の差はあっても、おそらくは古代〈貴族〉層一般の権限に通底するものなのではなかろうか。

以上、(1)と(4)の木簡・削屑に見られた藤原氏の封戸所在郷や同氏に密接に関わる郷が、東大寺領封戸となった事情を検討してきた。これらは、国家意志にもとづいた光明子の意向を前提として施入されたものと思われるのである。

③……………皇后の公的職務遂行と東大寺領封戸

(1) 二条大路木簡と平城宮内外遺構からの出土木簡との関係

次に、(2)と(3)の木簡に見られた貢進郷が、東大寺領封戸となった事情について考えよう。これらの郷は、上記したように、いずれも藤原氏とは直接は結びつかない公的な性格が強い郷と見られる。では、これらの郷はいかなる契機で東大寺に施入されたのか。

二条大路木簡に数多く見られる贅や調雑木簡などの食料品荷札木簡は、京城で出土した物であるにもかかわらず、全体として、平城宮内の遺構から出土した荷札木簡と性格が非常に似ている。そこでここでは、平城宮内外のいくつかの特徴的な遺構を取り上げ、そこから出土した海産物食料品の貢進物荷札木簡と二条大路木簡のそれとを比較しつつ、それらの遺構・木簡群の関係のありようについてより詳しく検討し、そのうえで、二条大路木簡中の荷札木簡の特徴を大づかみに把握してみたい。そして、以上の検討作業を通して、(2)・(3)の荷札木簡にみられる調の貢進地が、東大寺領封戸になったことの意味について考えてみることにしたい。

主な検討事例（遺構）は、Ⅰ内裏北外郭部地区の土坑 SK820 出土木簡（第 13 次調査）と、Ⅱ内裏北外郭東北部の官衙地区の排水路 SD2700・SD10550 の交点付近出土木簡（第 139 次調査、および関連する 129 次調査）である。この他、Ⅲ宮町遺跡からの出土木簡についても言及してみたい。

Ⅰ SK820 土坑出土木簡との関係

SK820 は、奈文研の平城宮第 13 次調査時に発掘された、いわゆる第二次内裏外郭部内東北隅に近い 6AAB・6AAU 地区に所在する、深さと幅が数メートル四方の土坑である。廃棄されていた木簡を含む木製品類の木肌が新鮮で傷みが見られないことなどから、この土坑は、天平末年ころの比較的短期間に、木簡を含む不要品を廃棄した後一時に埋め戻し、平らにされたものと見られている。贅や調などの荷札木簡が数多く出土しているが、年紀をとまなうものでもっとも新しいものは、天平 19 年 2 月 9 日付の荷札である。

SK820 から出土した贅や調などの食料品荷札木簡は、「西宮」および諸門を護衛する兵衛などの宿直にとまなう勤務評定に関する木簡群と共伴する点に特徴がある。他方、二条大路木簡の場合も、門を警護した中衛や兵衛などの勤務評定に関わる木簡と、大量の贅や調などの荷札木簡の出土分布状況とがほぼ重なっている、という同様の⁽¹⁸⁾特徴がある。

さて、SK820 出土の荷札木簡の中で、郷（もしくは嶋・浦）レベルまでの貢進地の記載を持ち、贅・調雑物・中男作物などの税目をもつかその可能性があるもので、かつ、貢進された物品が海産物食料品であるか、他の遺構からの出土木簡などより同様に推定可能なものを見ると、その事例（郷数）は、36 を数えることができる。これらの貢進地を一覧化し、同時に、その貢進地が二条大路木簡の食料品荷札木簡の貢進地と郷レベルまで共通するものがある場合に、その点を示した表 1 を、以下に掲げる。

この表 1 で一目瞭然であるが、SK820 出土の贅・調・中男作物などの海産物貢進物の荷札木簡で、郷名まで判明する 36 事例中、17 事例（郷）が、二条大路木簡中の食料品貢進物荷札の貢進地と重複する。

贅が王権の「供御」として使用されるものであり、その貢進物が特定の地域から貢進されるものであることについては、はやくから指摘がある。したがって、贅木簡の出土は、SK820 出土木簡の廃棄主体と二条大路木簡の廃棄主体とが、ともに王権に密接することを示していよう。しかし、この場合は、贅のみならず調の荷札木簡の貢進地も共通する事例が多数見られる（調と明記したものは、12 事例）。SK820 の「西宮」がいかなるものかは、判然としないが、こうした「西宮」と二条大路木簡との廃棄主体とは、調の荷札の貢進地においても、かなりの共通性をもつ関係であったことが判明する。

Ⅱ SD2700・SD10550 出土木簡などとの関係

次に、内裏北方官衙地域に含まれる遺構で、奈文研の第 139 次調査で発掘された、SD2700 と SD10550 の交点付近のごく近接した箇所から、大量の墨書土器や瓦などとともに出土した木簡群について見てみたい。『昭和 57 年度 平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』（以下、概報 83 のごとく略記する）などによると、SD2700 は、内裏東方を南流する石組の基幹排水路（いわゆる東大溝）

表 1

国郡郷里名	年月日	税目	品目	二条大路木簡
志摩 答志 和具		調	不明	○
志摩 英虞 名錐	天平 17, 9	御調	耽羅鯨	○
尾張 智多 番賀 花井	神亀 4, 10, 7	調	塩	
尾張 智多 贄代 朝倉	天平 1	調	塩	
尾張 智多 富具 野間	天平 1, 10, 19	調	塩	○
参河 幡豆 析島		贄	佐米楚割など	○
参河 幡豆 篠島		贄	佐米楚割など	○
参河 宝舄 篠束	天平 18, 9, 20	中男作物	小凝	
参河 渥美 大壁		調	塩	○
駿河 有度 嘗見		調	堅魚	○
伊豆 田方 棄妾		不明	堅魚カ	○
伊豆 賀茂 三島	天平 18, 10	調	堅魚	○
伊豆 賀茂 □日		不明	堅魚カ	○
武蔵 男衾 川面	天平 18, 11	大贄	鮒背割※	
上総 安房 白浜	天平 17, 10	調	鯨	
上総 朝夷 健田	天平 17, 10	調	鯨	○
下総 海上 酢水浦		御贄	若海藻	
常陸 鹿島 播麻		大贄	不明	
常陸 那賀 須 埜		不明	若海藻	
若狭 遠敷 玉置 田井×2・駅家	神亀 4, 閏 7, なし, 天平 4, 9	調	塩	○
若狭 遠敷 野 野		調	塩カ	
若狭 遠敷 青		御贄	多比鮓	○
若狭 三方 能登		調	塩カ	
若狭 三方 弥美 中村		不明	塩カ	
若狭 三方 竹田 丸部		調	塩	○
越前 丹生 曾博	天平 17, 4, 18	調	波奈佐久	
伯耆 汗入 尺刀	天平 17, 10	中男作物	腊	
隠岐 役道 都麻	天平 17	調	海松	○
備前 児島 三家		調	塩	○
備前 児島 賀茂		調	塩	
周防 大島 美敢×3	天平 17×2, なし	調	塩	○
周防 吉敷 神埼	天平 17, 9, 8	調	塩	
長門 豊浦 都濃島	天平 18, 3, 29	不明	海藻	
紀伊 海部 可太×2	天平, なし	調	塩	
紀伊 安諦 幡陀	天平	調	塩	
讃岐 山田 海		調	塩	

※川魚だが一応載せた。

である。またSD10550は、139次調査区の北端で、SD2700の東側にとりつく東西溝である。この溝は、129次調査で発掘された官衙建物群遺構の南を限る施設（SD9797とSB9819A・B）に軸を合わせて並行する東西溝とされる。そして、SD2700とSD10550の堆積層は、ともに5層に分かれ、両者の位置はほぼ対応するという。SD2700の場合、最下層から養老7年(723)～天平4年(732)、下から2層目に神亀3年(726)～天平9年(737)、4層目に天平宝字4年(760)～同6年(762)の紀年木簡、最上層より「天応」(781～2)の銘をもった墨書土器が、それぞれ出土している。出土木簡は194点で、いずれも年代順に堆積したものと推定されている。一方、SD10550からは、64点の木簡が出土している。これも廃棄されたものが、年代順に堆積したものと見られている。下層の2層から天平元年(729)・天平6年(734)の紀年木簡、上層からは天応元年(781)の年紀を有する墨書土器が出土している。なお、この二つの溝から出土した木簡群は、相互に密接に関連するものを含んでいる⁽¹⁹⁾。

さて、この139次調査で出土した木簡中、調・贄・中男作物の税目記載があるか、品目からそう判断できる食料品荷札木簡で、貢進地が郷レベルまで判明するものは、14事例(18点)ある。これを、出土堆積層がわかる場合にそれを示しながら列挙し、かつ二条大路木簡およびSK820出土木簡中に見られる調・贄木簡の貢進地と同一のものがある場合に、それぞれを表示したものが表2である。これを見ると、10事例(14点)が、二条大路木簡中の調・贄木簡の貢進地と一致し、4事例(4点)がSK820出土木簡の貢進地と共通することがわかる。

もっとも、139次調査で発掘された木簡の多くは、年紀が付されていないか、不明である。また上記したように、この二つの溝からの遺物は、ともに長い期間にわたって廃棄されたものが徐々に堆積したものであった。けれども、この表2のうち、SD2700より出土した例は、神亀3年ごろから天平9年ごろの紀年木簡が出土した第2層からの遺物とされるものである。また、SD10550出土木簡の場合も、天平初年～前半ごろの廃棄が想定できる、下部の2層部より出土したものが1例、天平3年と思われる年紀をもつ木簡が1例見られる。したがって、これらについては、いずれも二条大路木簡およびSK820出土木簡とさほど遠くない時期に廃棄された木簡である可能性が高いであろう。

しかも重視すべきは、この二つの溝(及びそこから出土遺物)と、129次調査で発掘された内裏東北隅の官衙施設遺構(および出土遺物)との関連である。『奈良国立文化財研究所年報 一九八二年』(以下、年報82のごとく略記)によると、129次調査で発掘された官衙遺構は、A～D期の4期にわたるといふ。このうち注意すべきは、C期の遺構である。この時期の遺構の東側を南北に流れる素掘りの溝SD2700Bが存在する。堆積層は3層で、下層から171点の木簡が出土している。またこの溝からは墨書土器や平城宮式瓦も多く出土した。紀年木簡は、天平12年(740)をもっとも古いものとし、多くは天平後半に集中するという。また平城宮式瓦の6282-6721型式は、年報82の執筆時点では、天平末年ごろの編年にあてられていた。これらと出土土器形式の編年などにより、年報82では、C期の遺構を、天平12年～天平宝字年間(757～764)ごろのものとしている。

さて、SD2700Bからは、参河国播磨郡折嶋からの「御贄佐米楚割」の木簡とともに、天平18年(746)の年紀をもつ女儒の歴名木簡や天平8年(736)から同17年(745)まで内侍司典侍であった「大

表 2

国郡名	郷里名	年期	税目	品目名	出土地	出土地層	関連遺構
志摩国答志郡	答志郷	不明	不明	塩	SD2700		○
参河国播豆郡	篠嶋	不明	調	不明	SD2700	2層	○, SK820
	佐古嶋	不明	不明	伊支須	SD2700		○, SK820
備前国児島郡	三家郷	不明	調	塩	SD2700		○, SK820
備前国邑久郡	須恵郷	不明	調	塩	SD2700		
若狭国遠敷郡	佐分郷式多里	不明	御調	塩	SD2700	2層	○
若狭国三方郡	耳郷中村里	不明	御調	不明	SD2700		SK820
丹後国熊野郡	田村郷	不明	中男作物	海藻	SD2700		
因幡国法美郡	広湍郷	神亀3年	中男作物	海藻	SD2700	2層	○
隠岐国周吉郡	上部郷訓議里	天平3年	調	海藻	SD2700		○
隠岐国海部郡	佐吉郷	養老7年	調	鮓	SD2700	最下層	○
	佐吉郷	?7年	記載ナシ	伊加	SD2700	2層	○
	佐伎郷大井里	天平(9ヵ)年	御調	軍布	SD2700	2層	○
	佐吉郷	不明	不明	軍布	SD2700	2層	○
	佐吉郷	?7年	不明	鮓	SD2700	2層?	○
隠岐国智夫郡	大井郷	不明	不明	軍布	SD2700	2層?	
隠岐国海部郡	(神ヵ)宅郷□□里	天平(3ヵ)年	不明	海藻	SD10550	2層	○
	作佐郷大井里	不明	調	紫菜	SD10550	2層	○
参 考							
隠岐国智夫郡	由良郷	不明	不明	不明	SD2700		○
隠岐国役道郡	都麻郷真嶋里	不明	不明	不明	SD2700		○
志摩国英虞郡	名(錐ヵ)郷杖□里	不明	不明	不明	SD10550	2層	○, SK820

○は二条大路木簡

宅内命婦」(諸姉ヵ)の名を記した断簡, また, 「四味湊仲丸」「独活」「七気丸」など薬物関係の名を記したものなどが出土している。さらにこの溝からは, 「天平十八年十一月廿日」の年紀と, 当時皇后宮職の官人であった「少属川原蔵人凡」や, 天平12年ころから, 皇后宮職系統の写経所で写経生として活動している「舍人安曇麻呂」の人名などが記された大型の須恵器蓋も出ており, 年報82は, これらの遺物がC期の遺構の性格を考える上で重要な意味をもつことを指摘している。

一方, 概報83や『木簡研究』5号などによると, 139次調査で発掘された問題の二つの溝SD2700・SD10550からも, 調・贄・中男作物などの荷札木簡以外にも, 薬品関係の名を記した木簡や墨書土器が, 多く出土していることが知られる。また, SD2700Bからは, 上記したように平城宮式瓦も大量に出土しているが, 主体は, 6225-6663と6282-6721の2型式とされる。これに対し, SD2700・SD10550から出土した瓦は, 6311-6664D・F型式, 6313-6685型式, 6225-6663型式が主体を占めるとされる。したがって, 両者に共通して多く出土した型式の瓦としては, 6225-6663型式の軒丸一軒平瓦があることがわかる。この型式の瓦は, 主に恭仁宮から平城宮へ遷都した後に, いわゆる第二次大極殿の造営に際して使用されたと見られるものだが, 近年では, 二条大路木簡が出土したSD5100の木屑層の中から, 6225型式の軒丸瓦が1点出土したことなどが

ら、一部は恭仁遷都直前ごろまでに、平城京内各所で使用された可能性があることが指摘されており、注目される。このように、139次調査での遺構・遺物と129次調査でのC期の官衙遺構・遺物とは、木簡（贅木簡・薬品関係木簡）、墨書土器、出土瓦などから見て、密接に関連することが判明する。

なお、『木簡研究』5号での139次調査出土木簡に関する所見（寺崎保広氏）は、129次調査での遺構・遺物との関連性を示唆し、この近辺に、中務省内薬司・宮内省典薬寮・皇后宮職施薬院など、薬に関係した官司が存在した可能性について言及している。また岩永省三氏（「平城宮」⁽²⁰⁾）も、129次遺構について、「SD2700から出土した木簡から、平城遷都直後の皇后宮職ないし後宮に関係した曹司であったようだ」と見ている。

これらをふまえて、さらに重視すべきことがある。それは129次調査のSD2700Bより大量に出土した6282-6721型式の瓦である。この瓦は、SK820の木簡とともに出土していたことなどから、従来、平城遷都後の平城宮瓦の第Ⅲ期のものとされていた。しかし、この型式の瓦は、二条大路木簡が発掘されたSD5100からも大量に出土している。これを決定的な契機として編年の再検討が進められ、結果、『正報告』（花谷浩氏）では、この型式の瓦の大部分が恭仁遷都以前のものである可能性が提起され、さらに、その中でもっとも古いものは、天平初年ごろにさかのぼりうることも推定されている。つまり、129次調査のC期遺構は、出土瓦という点でも、二条大路木簡出土遺構やSK820と共通するものがあり、しかもそれが、天平初年までにさかのぼる可能性があるわけである（なお、この瓦は法華寺の創建瓦でもある）。そして、C期遺構および139次調査で発掘された二つの溝には、ともに多くの薬品関係の名を記した遺物が見られた。とすれば、このC期の遺構と、天平2年に設立された皇后宮職施薬院との関係は、従来よりもより一層重視すべき事になるのではなかろうか。

以上のように、皇后宮職施薬院である可能性のある129次調査C期の遺構および遺物と、そのすぐ南の139次調査で発掘された溝＝SD2700・SD10550の堆積遺物とは、密接に関連していた。そしてSD2700・SD10550の2層から出土した調・贅などの荷札木簡の多くは、二条大路木簡のそれと共通する貢進地（郷）を有していたのである。

Ⅲ 宮町遺跡出土木簡との関係

滋賀県信楽町教育委員会が発掘調査を続けている宮町遺跡は、近年、紫香楽宮跡と推定されるに至っている。宮町遺跡からは、1986年度の第4次調査以来、多くの木簡が出土しているが、『宮町遺跡出土木簡概報Ⅰ』で、1999年11月時点までの出土状況を知ることができる。⁽²¹⁾

さて、出土した木簡のうち、調であることがわかり、かつ貢進地も判明するものは4例であり、しかも、そのうち郷名まで判明するのは2点のみである。その2点とは、第13次調査で発掘された、遺跡の北半中央部の素掘りの東西溝で炊事施設に関連する排水溝と考えられているSD13256から出土した、駿河国駿河郡宇良郷からの調荒堅魚の荷札と、その約100メートル西側の第16次調査地区で発掘された、遺跡北西部の南北溝SD6116より出土した、伊豆国田方郡棄妾郷からの調鹿堅魚の荷札である。これらはいずれも、二条大路木簡の調荷札の貢進地と共通している。

事例が少なすぎるのではあるが、注意すべき点があるのであえて言及した。すなわち、第13次

表 3

国郡郷里名(二条大路木簡)	関連遺構	税目	その他の遺構
志摩 答志 答志	SD2700	贄系	略
志摩 答志 和具	SK820	贄系	略
志摩 英虞 名錐	SK820	贄系	略
尾張 智多 富具 野間	SK820	調塩	SD2700 (172次) など
参河 播豆 析島	SK820 SD2700	贄	略
参河 播豆 篠島	SK820 SD2700	贄	略
参河 渥美 大壁	SK820	調塩	城10, 長屋王家木簡
駿河 有度 菅見	SK820	調	なし
駿河 駿河 宇良	宮町	調	なし
伊豆 田方 棄妾	SK820, 宮町	調	SD2700 (172次), 城9, 城19
伊豆 賀茂 三島	SK820	調	なし
伊豆 賀茂 色日	SK820	調	城14
上総 朝夷 健田	SK820, 宮町	調	平2
若狭 遠敷 青	SK820	贄	略
若狭 遠敷 玉置 田井・駅家	SK820	調塩	6ACC区 (177次), 藤2, 城12, 城19
若狭 遠敷 佐分 式田	SD2700	調塩	平4, 東院庭園地区 (SD17779)
若狭 三方 竹田 丸部	SK820	調塩	なし
隠岐 海部 佐吉	SD2700	調	なし
隠岐 海部 佐伎 大井	SD2700	調	城17
隠岐 海部 神宅	SD10550	調	藤B
隠岐 海部 作佐 大井	SD10550	調 (贄系カ)	藤2, SD2700 (172次), 長屋王家木簡
隠岐 役道 都麻	SK820 SD2700	調カ?	なし
備前 児島 三家	SK820 SD2700	調塩	なし
周防 大島 美敢	SK820	調塩	なし
因幡 法美 広湍	SD2700	中男作物 (贄)	なし

調査の場合は、SD13256のすぐそばで、これが合流する素掘り溝 SD13250 の中層・下層にかけて、「金光明寺」「山背国司」「皇后宮職」などと記した木簡が出土している。また、第16次調査地区では、SD6116に、二条大路木簡が出土したSD5100より出土した土器と同様の形態のものが含まれていた。このように、宮町遺跡と皇后宮(職)とは密接に関連すると見られるのである。正殿的な建物遺構と見られるSB13230の性格究明を含めて、今後の調査の進展をまちたい。

さて以上、平城宮内外にわたるⅠ～Ⅲの特徴的な遺構の事例を検討してきた。これらはいずれも光明子の皇后宮(職)と何らかの関連を有する可能性が高い遺構であった。そしてこれらの遺構から出土した調・贄・中男作物などの食料品荷札木簡には、二条大路木簡の同様の荷札木簡と、貢進地が郷レベルまで一致する事例が多数確認できた。

なお、これらの貢進地のほとんどは、封戸ではないと思われる。二条大路木簡とⅠ～Ⅲ地区出土木簡で貢進地が重複するものは25事例見られる(表3)が、このなかには贄・中男作物系の貢進荷札と、調雑物の貢進荷札が見られる。贄系のものは、いうまでもなく封戸と考えにくい、調雑

物の貢進地も、ミヤケの系譜を引くと思われる地（備前児島郡三家郷・隠岐海部郡神宅（御宅）郷など…なおこの点後述）や、駅家（問題の若狭国遠敷郡玉置郷）など、かつて公的な施設が存在した地からのものが見られ、他も、多くの場合、平城宮内外のその他の遺構からも出土事例が確認できるものである（表3参照）。したがって、これらは、ほとんどが公戸からの貢進物と見て問題なかろう。

同一の消費主体（組織）の可能性のある複数の遺構（Ⅰ～Ⅲ）から、共通する貢進地（公郷）からの、海産物を主体とする食料品荷札木簡が多く出土した場合、その木簡の流入パターンとしては、以下のような見方が論理的には想定可能である。すなわち、中央の保管官司（宮内省大膳職）から消費主体に税物が機械的に一括配分された後、消費主体の中核的な物品管理組織（この場合は皇后宮職管下の蔵部など）がそれらを保管しつつ、適宜Ⅰ～Ⅲなどの各地の関連施設に分配し、各施設が税物を消費した時点で荷札木簡を廃棄したとする見方である。この場合、こうした想定は成り立つであろうか。

二条大路木簡は、多くが天平8年ごろに一括投棄されたもので、もっとも新しい年紀木簡も天平11年であり、遅くとも天平12年12月の恭仁京遷都にともなって、すべて廃棄されたと見られている。他方、ⅠのSK820土坑出土木簡で、二条大路木簡と共通する貢進地が見られる17事例中、11事例が年紀不明で、2事例（うち、問題の若狭国遠敷郡玉置郷・駅家からの調塩荷札木簡1事例2点を含む）が二条大路木簡の貢進時期と重なる。しかし、残りの5事例は、天平17年以降の年紀を持つものである。したがって、少なくともこれらの5事例は、明らかに二条大路木簡の廃棄後に中央に貢進された荷札ということになる。この場合、上記の想定が成立しがたいことは明白だろう。また、問題の玉置郷からの荷札木簡の事例も、神亀4年(727)と天平4年(732)という、異なる年次に貢進された、同一郷と見られる地域からの貢進荷札が出土しているというもの（1事例は玉置駅家のもの）であり、別の意味で注意される。

同様のことは、Ⅲの宮町遺跡より出土した木簡にもいえる。駿河国駿河郡宇良郷からの調荒堅魚の荷札には、天平13年10月の日付がある。したがって、これも二条大路木簡が廃棄された後に、貢進地から中央（おそらく恭仁宮）の保管官司に納入され、そこからⅢの遺構に配分されたものと見てよい。

なお、Ⅱの遺構で出土した木簡の場合は多くは年紀が不明であった。また、年紀があるものも二条大路木簡と共通する時期のものがあった。よってこの場合は、上記したケースの可能性もあるが、逆にそうでない可能性も否定できない。そしてこの場合も、異なる年紀の同一郷からの貢進荷札の事例が1事例見られる（隠岐国海部郡佐吉郷の1事例5点）。

このように、ⅠおよびⅢの遺構から出土した調・贄・中男作物などの荷札木簡の中には、上記の見方を否定する事例がいくつも確認できた。ではこうした、いずれも皇后宮に関わる可能性がある複数の遺構に、異なる年次に貢進された同一郷からの荷札木簡がいくつもまとめて出土しているという事実は、どのように考えられるべきものなのであろうか。

贄については、『延喜宮内式』内膳司条の節料の項目に、「凡淡路国進中宮御贄者、貢正月三節料」という規定が見られる。これは、淡路国が貢進する物品中に「中宮御贄」という、宛先があらかじめ特定された贄が存在したことを示している。また8世紀段階では、二条大路木簡中に「駿河

国廬原郡交易煮堅魚 御贄八斤五両」と記された荷札木簡が見られ(城22-22)、渡辺氏はこれを、駿河国から二条大路木簡の廃棄主体へ交易進上された荷札木簡であると指摘している。このように贄の場合は、消費主体が特定されたものや、貢進地から国衙機構を介して直接消費主体に進納される事例が見られ、貢進先(消費主体)と現地との一定の関連が存在する場合があった。では、調雑物の場合にはこうした関係は見られるのであろうか。この点を考えるために、今度は二条大路木簡そのものを、再び検討してみたい。

(2) 二条大路木簡中の調・贄荷札の検討

二条大路木簡に見られる海産物の食料品荷札木簡中、郷(嶋・浦・浜)レベルまで記載があり、かつ税目記載により調・贄・中男作物であることが判明するか、物品名から推定可能なものを一覧化したものが表4である。これをもとに、二条大路木簡中の海産物の調・贄荷札を、貢進物品の性格や貢進地、想定される貢進物品の消費のあり方などを考慮して大別すると、これらは以下の二つのグループに分類できると思われる。

第1は、一地域から貢進された品目が雑多で、鮮物かそれに準ずるような水産加工品を貢進したものの。第2は、逆に一地域から貢進される品目が、一つかごく少数のものである。

第1のグループの典型的事例としては、若狭国遠敷郡青郷からの贄・中男作物荷札や、志摩国からの税目不明の荷札などが挙げられる。これらには、貢進者名が見られない。年月日記載もないものがほとんどである。そして同一地域(郷・嶋)からの集中的な貢進が顕著である。なおこのうち、志摩国の荷札の場合は、税目記載が見られず、国郡名も省略され、郷名と品目のみの記載のものが多い。志摩国からの木簡については、以前より贄との関係が指摘されており、近年も051形式の荷札木簡を贄の貢進木簡と見る説が提出されている⁽²²⁾。これらの木簡が、実際に税目としての贄の貢進木簡か否かについては議論があるが、貢進された物品が鮮物ないしそれに準ずる水産加工品であることを考慮すると、貢進物の消費のありかたは鮮物の贄の場合と同様とみて大過なからう。すなわち、第1のグループの木簡の多くは、二条大路木簡の主たる廃棄主体(皇后宮関連施設)の日々の食膳料(「日供御料」)たる水産物に添えられた荷札木簡と推察される(ただし、後述するような、公的な儀礼に際しての「供御」料および臣下への下賜物(雑給料)として供給された物品の荷札も、一定の比重を占めるであろう⁽²⁴⁾)。U014地区より出土した、天地逆の「天平八年 月九日 苜田孔足カ」という軸転用前の墨書を有する「(表)・八年八月以来 (裏)・贄帳」という題箋軸(城22-19)は、あるいは日々消費されるべき食膳料として供された贄の収入に関連する帳簿の軸かもしれない。そして、こうした「供御」の鮮物を貢進する地方が、王権に密接する固有の地域であることは、従来より様々に指摘されている。

第2のグループの荷札は、広範な地域からのものが確認できるが、たとえば駿河国や伊豆国より貢進された堅魚関係の荷札や安房国からの鰯の荷札などが、典型的な事例と言えよう。これらはいずれも、長期保存可能な水産物加工品の調雑物の貢進荷札と見られる。こうした荷札は、破損があっても不明なものを除くと、国郡郷名、貢進者名、年月日を明記するものがほとんどである。各地からの塩の貢進荷札も、それに準ずると見てよい。これらの調雑物の用途については、後述する。

さて、以上の点をふまえた上で、表4を見ると、この中には、複数の年次にわたり同一地(郷)

より貢進された物品の荷札木簡が、12事例も見られることがわかる。具体的に言うと、①駿河国廬原郡川名郷からの調荷札など、②同国駿河郡宇良郷からの調荷札など、③伊豆国賀茂郡川津郷からの調荷札、④同国賀茂郡色日郷からの調荷札など、⑤安房国安房郡広湍郷からの調荷札、⑥同国安房郡公余郷からの調荷札、⑦隠岐国海部郡作佐郷からの調荷札など、⑧同国海部郡御宅郷からの調荷札、⑨同国海部郡海部郷からの調荷札、⑩同国海部郡布施郷からの調荷札など、⑪若狭国遠敷郡佐分郷からの調荷札、⑫淡路国津名郡阿餅郷からの調荷札などの、12事例である（これらを抽出し、表5で一覧化した）。しかも、これらには、①川名郷三保里、③川津郷湯田里、⑤広湍郷川曲里、⑥公余郷賀茂里、⑦作佐郷大井里、⑧御宅郷弟野里、⑨海部郷志吉里、といったように、複数の年次にわたって里名まで一致する箇所より貢進されたものが7事例も含まれる。また、この12例のうち、②は宮町遺跡出土木簡、④はSK820出土木簡、⑦・⑧・⑩の3事例は139次調査のSD2700・SD10550出土木簡に見られる貢進地と、いずれも同じ郷からのものである。そして、これらはほとんどが第2グループ、すなわち、堅魚・鮫・塩など特定の海産物食料品の貢進に関わる調雑物の荷札である（ただし、⑦の場合のみは、天平7年が調で、同10年のものが贅となっております、注意される）。

なお、ここに見られる12地域も、やはり封戸ではなく公郷と見るべきである。すなわち、⑦の贅をも貢進する地域はいうまでもなかろうが、他の場合も、先に見たⅠ～Ⅲの遺構より出土した調雑物木簡と同様、これらの木簡と同じ郷の記載を有する木簡が、他の平城宮内外の公的施設に関連する遺構などから出土する事例が、いくつも確認できる（表5参照）。また、この点の妥当性は、①～⑫の荷札木簡の貢進物の消費のありようの推測からも指摘できるだろう。これらの木簡は、二条大路木簡中に含まれる他の第2グループの調雑物木簡となんら変わらない出土のあり方を示しているからである。そこで以下、第2グループの調雑物全体の消費のありかたについて考えてみよう。

第2グループの木簡は、全体として、いかなる用途に使用された物品の荷札と見られるであろうか。まず考慮しておくべきことは、古代国家における調雑物の主要な用途の問題である。『延喜大膳職式』によれば、大膳職に収納された物資は、親王以下の月料や諸司料などを除くと、主として、年中行事としての諸節会・法会・神祭などに際しての、雑給料（臣下などへの供給料）・供養料・供神料に使用されているようである。これらの物資については税目が記されているわけではないが、海産物製品の主要部分が調雑物であることは多言を要さないだろう。また『延喜内膳司式』にも、同様の各種年中行事や行幸などの公的儀礼に際しての、「供御」料の規定が見られる。これらには、主に贅が使用されたのであろうが、同様に調雑物も含まれたものと思われる（たとえば隠岐鮫・東鮫・堅魚などは調雑物であろう⁽²⁶⁾）。したがって、調雑物の調達は、恒例・臨時の各種国家的儀礼に際しての「供御」料・雑給料・供養料・供神料などと、密接な関連があったと想定される。そして、雑令四十節日条や神祇令に見られる恒例の神祇祭祀の規定、僧尼令や禄令に見られる寺・僧尼の規定、儀制令の行幸規定などの存在などより見て、こうした公的儀礼体系が、令制の当初より整備されていたことは疑いない。

よって、二条大路木簡として見られる大量の調雑物荷札の検討に際しても、各種の公的儀礼にとりもなう物資の消費を念頭に置く必要がある。そして、この点については、何らかの宴会儀礼におい

表 4

国郡名	郷名	天平4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	年不明・記載ナシ	税目
志摩国答志郡	答志郷					3				6	調1, 御調1, 記載ナシ7
	千受郷					1				1	御調1, 不明1
	和具郷									5	御調1, 記載ナシ5
	伊可郷									6	記載ナシ6
	伊雑郷									8	記載ナシ8
志摩国英虞郡	船越郷					1				1	御調1, 記載ナシ1
	名錐郷									7	記載ナシ5, 不明2
	二色郷									5	記載ナシ4, 不明1
	道後郷									2	記載ナシ2
尾張国知多郡	富具郷				1						調1
	但馬郷			1							御調1
参河国播豆郡	篠嶋									21	月料御贄13(+2), 不明6
	析嶋									25	月料御贄15(+7), 不明3
	□嶋									4	贄1, 調1, 不明2
	美養郷									1	中男作物1
参河国渥美郡	大壁郷					3					調1, 不明2
駿河国志田郡	夜梨郷					1					調1
駿河国益頭郡	高楊郷				2					3	調1, 記載ナシ4
駿河国蘆原郡	川名郷				2	1				1	調2, 不明1, 記載ナシ1
駿河国富士郡	古家郷				1						不明1
	久式郷				1						調1
	嶋田郷				1						不明1
駿河国駿河郡	柏原郷				5					1	調5(2点は同一貢進者)
	宇良郷				4			1			調4, 記載ナシ1
	古家郷				6						調6
	駿河郷							1		1	中男作物1, 不明1
駿河国有度郡	嘗見郷					1				2	記載ナシ1, 不明2
	?郷有度里				1						調1
	山家郷							1			中男作物1
	?郷丈部里									1	不明1
伊豆国田方郡	棄妾郷				8					6	調10, 不明4
	有雑郷				6					1	調5, 記載ナシ2
	久寝郷				8					2	調8, 記載ナシ1, 不明1
伊豆国賀茂郡	三嶋郷									2	調1, 不明1
	川津郷				3	2					調5
	筑間郷				2						調2
	賀茂郷				5						調5
	色日郷				2	1					調2, 不明1
	稲梓郷				1					1	調1, 不明1
伊豆国那賀郡	丹科郷									3	調3
	射鷲郷				4						調3, 不明1
	石火郷				3					3	調6
	都比郷				3					2	調4, 不明1
	入間郷				3					2	調3, 不明2
安房国安房郡	大井郷				2					1	調3
	片岡郷				3						調1, 記載ナシ1, 不明1
	広湍郷				3			1		2	調5, 不明1
	塩海郷				3					2	調3, 不明2
	利鹿郷				2						調2
	公余郷				3	1				1	調4, 不明1
	大田郷									1	記載ナシ1
	□□郷									1	調1
安房国朝夷郡	健田郷		1							1(削屑)	調1, 不明1
安房国長狭郡	川合郷									1	不明1

物品名
堅魚1, 名止毛1, 貽貝腊1, 多比荒腊1, 海藻1, 貽貝酢1, 多比鮓1, 不明2
海藻1, 不明1
鯛荒腊1, 名乗菜1, 伊祇須1, 撫滑海藻1, 堅魚1, 貽貝腊1
末滑海藻1, 田比(多比)荒腊2, 多比鮓1, 赤乃利1, 都焉荒腊1
堅魚鮓1, 多比鮓1, 鯛荒腊3, 近代鮓2, 鈴□味腊1
熬鼠1, 堅魚1
末滑海藻1, 荒伊委之1, 久惠荒腊1, 近代味腊1, 布乃利1, 不明2
堅魚1, 多比1, 多比楚割1, 益魚腊1, 不明1
堅魚1, 益□□鮓1
不明(塩カ)
塩
須々岐楚割2, 赤魚楚割1, 毛都楚割1, 佐米楚割4, 佐米1, 鯛楚割2, 宇波賀楚割1, 不明8
毛都楚割3, 宇波賀楚割2, 佐米楚割9, 鯛楚割2, 不明9
鯛楚割1, 小凝1, 不明2
不明1
塩1, 不明2
荒堅魚1
荒堅魚1, 堅魚3, 不明(堅魚カ)1
荒堅魚1, 煮堅魚1, 不明(堅魚カ)1, 煎1
荒堅魚1
荒堅魚1
煎1
荒堅魚3, 堅魚2, 不明1(堅魚カ)
堅魚3, 荒堅魚1, 不明1
荒堅魚6
煎1, 不明1
堅魚1, 不明2
不明1
煎1
不明1
荒堅魚8, 堅魚1, 不明5
荒堅魚4, 堅魚1, 煎2
荒堅魚8, 煎1, 不明1
荒堅魚1, 不明1
荒堅魚2, 煮堅魚3
荒堅魚2
荒堅魚5
荒堅魚2, 不明1
荒堅魚1, 不明1
荒堅魚1, 堅魚2
荒堅魚1, 堅魚2, 不明1
堅魚6
荒堅魚3, 堅魚1, 不明1
堅魚3, 不明1
鮓2, 不明1
鮓2
鮓5
鮓3, 不明2
鮓2
鮓4, 不明1
鮓1
鮓1
鮓1, 不明1
不明1

国郡名	郷名	天平4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	年不明・記載ナシ	税目
安房国平群郡	□井郷									1	記載ナシ1
上野国山田郡	大野郷									1	大費1
隠岐国智夫郡	由良郷			1						1	調1, 記載ナシ1
	宇良郷									1	調1
	大結郷				1						調1
	美多郷				1					1	調1
隠岐国海部郡	佐佐郷				6			1		1	調7, 費1
	御宅郷			1	1						調2
	海部郷				2	1				2	調4, 不明1
	布施郷			1	3						調3, 不明1
	作伎郷			1							調1
	?郷□深里			1							記載ナシ1
隠岐国周吉郡	上部郷				2						調2
	山部郷				5						調5
	新野郷				2					1	調2, 不明1
	賀茂郷									1	不明1
隠岐国役道郡	河内郷				1					1	調1, 不明1
	武良郷			1						2	調2, 記載ナシ1
	都麻郷									1	不明1
若狭国遠敷郡	遠敷郷			2							調2
	玉置郷							1		1	御調1, 不明1
	志麻郷									1	不明1
	佐分郷			4		1				2	御調7
	青郷									13	御費8, 中男作物2, 記載ナシ2, 不明1
	木津郷									2	御費1, 調1
	車持郷									3	御費2, 大費1
若狭国?郡	津守郷					1					御調1
若狭国?郡	松原郷					1					調1
若狭国三方郡	竹田郷									1	調1
越前国丹生郡	丹生郷									2	調1, 不明1
能登国能登郡	鹿嶋郷					4					調代2 (同一日), 記載ナシ1, 不明1
但馬国出石郡	小坂郷					1					不明1
因幡国法美郡	広湍郷					1					中男作物 御費1
伯耆国河村郡	屈賀郷						1			1	御費2
出雲国嶋根郡	生馬郷						1				中男作物1
出雲国秋鹿郡	多太郷						1				中男作物1
播磨国賀古郡	淡葉郷									1	御調御費1
備前国小嶋郡	三宅郷									1	調1
	小豆郷									3	調3
備中国浅口郡	船穂郷									1	調1
	大嶋郷									1	記載ナシ1
周防国大嶋郡	美敢郷				1						調1
紀伊国海部郡	浜中郷									2	御費2 (同一の貢進か)
紀伊国日高郡	南部郷			1							調1
紀伊国安徳郡	駅戸	1									調1
淡路国津名郡	阿餅郷			1	1					1	調2, 不明1
	育播郷									2	調2
阿波国那賀郡	播羅郷				1						調1
讃岐国鵜足郡	二村郷					1					中男作物1
	少川郷									1	中男作物1
讃岐国三野郡	阿麻郷									2	調1, 記載ナシ1
伊予国和氣郡	海部郷									1	記載ナシ2 (同一人物)
伊予国伊与郡	石井郷									4	調費1, 記載ナシ2, 不明1
伊与国神野郡	神野郷									1	記載ナシ1
	海乎知人知調									1	調1

物品名
鯧腊1
押年魚1 (※川魚だが一応載せた)
海藻1, 紫菜1
海藻1
□腊1
呂利1
三取鮓2, 海藻2, 短鮓2, 烏賊1, 腊1
御取鮓1, 螺1
螺1, 海藻2, □1, 不明1
烏賊1, 短鮓1, 海藻1, 不明1
海藻1
□藻1
海藻1, 烏賊1
若海藻1, 烏賊2, 海藻1, 御取鮓1
烏賊2, 不明1
不明1
□螺1, 不明1
乃利2, 三取鮓1
不明1
塩2
塩1, 不明1
不明1
塩7
海藻1, 楚割1, 鯛1, 鯛腊3, 海細螺1, 鯛鮓2, 貽貝富也1, 加麻須腊1, 不明2
貽貝1, 不明1
細螺1, 鯛1, 海□1
塩1
塩1
塩1
塩1, 不明1
熬海鼠2, 鯛腊1, 不明1
海藻1
海藻1
前海藻2, 若海藻1
烏賊1
海藻1
大鮓1
塩1
水母1, 不明2
塩1
塩1
塩1
安遅魚2
塩1
塩1
塩1, 不明2
不明2
御取鮓1
干鮓1
鮓1
塩2, 記載ナシ1
楚割2
鯛楚割1, 楚割2, 不明1
海藻1
塩1

表 5

	国郡郷名	税目	関連遺構	他の遺構
①	駿河国廬原郡川名郷	調など		SD2700 (172次), 木簡研究18, 城19
②	駿河国駿河郡宇良郷	調など	宮町	なし
③	伊豆国賀茂郡川津郷	調		平3
④	伊豆国賀茂郡色日郷	調など	SK820	城14
⑤	安房国安房郡広湍郷	調		SD5021 (223-13次)
⑥	安房国安房郡公余郷	調		なし
⑦	隠岐国海部郡作佐郷	調, 贄	SD10550	長屋王家木簡, SD2700 (172次), 藤2
⑧	隠岐国海部郡御宅郷	調	SD10550	藤B
⑨	隠岐国海部郡海部郷	調など		藤A, 藤B, 藤1, 飛6
⑩	隠岐国海部郡布施郷	調など		なし
⑪	若狭国遠敷郡佐分郷	御調	SD2700	平2, 平4
⑫	淡路国津名郡阿餅郷	調など		木簡研究5, 長屋王家木簡, 城23

て一括的に消費された可能性を指摘する見解がすでに⁽²⁷⁾ある。本稿もそうした見解におおむね賛同するものであるが、その点についてより詳しく言及してみたい。

表4に示される通り、二条大路木簡中に見られる郷レベルまで記載のある海産物食料品の調木簡は、年紀の判明するものでは、天平7年のものの出土数が、他の年次に比して圧倒的に卓越している。まず、これらの木簡に見られる貢進物の用途について考えよう。

[史料6] (城24-5)

「□」 「物」

- ・ 謹解 請幸行御食備味物并御杯□事
- ・ 陶

これは、天平8年(736)6月27日～7月13日に実施された芳野行幸に際して、準備すべき光明子もしくは聖武の「御食」の「味物并御杯」などを、行幸を準備する下級組織が、皇后宮関連施設に請求した文書木簡と見られる。また渡辺氏は、芳野行幸に、藤原麻呂家が関与していたこととの関連で、「五日」(天平8年7月5日カ)の日付を有した物品の進上に関わる木簡(城24-17)に、他の物品と並んで、「伊支須四升」や「堅魚卅節」が「芳野行幸料」として挙げられていることを指摘している。海産物食料品などの数量が少ないので、おそらくこれは、[史料6]に対応する、聖武もしくは光明子の「供御」料分を記載したものであろう。芳野行幸においては、「供御」料の海産物食料品が調達—消費された可能性が高いのである。

[史料7] (城24-12)

□美豊嶋 □安石□

- ・ 人給所 田辺豊万呂 大石伊波太支
太乙万呂 佐伯石見
納張坂万呂 湯人部酒人
- ・ 役夫 瑞佐石万呂 出雲真勝 物部□麻呂
□□万呂 □ □ □

[史料8] (城 33-27)

- ・人給味物 「□□」
- ・帳 勘□帳
天平□年□月十五日

[史料9] (城 24-20)

- ・人給味物帳
- ・勘後帳
天平八年七月廿一日

吉野秋二氏は、[史料7・8・9] やSD11600 (259次調査) 出土の木簡・墨書土器などに見られる「人給」「人給所」を、他の平城宮内外の遺構からの同様の出土遺物と比較・検討し、以下の諸点を指摘する。「人給」は、天皇や神に対する献上を意味する「供御」や、仏(僧尼)への進上物である「供養」と対置して用いられるのが基本的な用法で、単なる人件費ではなく人臣に対する賜物の意味をもつ(したがって『延喜式』の用法でいう雑給料に準じよう)。「人給所」は、木簡・墨書土器では、皇后宮や春宮坊に関わる遺構でのみ見られ、一般〈貴族〉の家政機関では確認できない。二条大路木簡にも[史料7]のように「人給所」に関する木簡が出土している。それには麻呂家の資人と見られる人名が幾人も確認できるが、この事実は麻呂家が皇后宮—衛府と一体的に活動していたことに起因する。「人給所」は「厨」と記す墨書土器と共伴する 경우가多いが、「厨」が食料品の調理に関わる施設と見られるのに対して、「人給所」の場合は、食料となる物品そのものを官人(臣下)に支給する組織と思われる。以上の諸点を確認した上で、氏は、[史料9]を、芳野行幸終了直後に、行幸もしくはそれに関連した饗宴において支給した「味物」(魚酒等)を勘定した、決算にともなう帳簿に付属した題箋軸と理解し、これとの対比で、[史料8]を、行幸用に消費されるべき「味物」の数量などを算定した、予算帳簿に付属したものである可能性を推測している(なお「味物」は、『延喜内膳司式』の「諸国貢進御費」の「節料」の項目などで、「雑鮮味物」といった用例が確認でき、海産物食料品も含みうる)。

以上の指摘をふまえると、第2のグループの調雑物荷札木簡中、年紀を有するものでもっとも数量的に卓越する、天平7年度の記載を有する調雑物荷札の大部分は、翌天平8年の芳野行幸(およびそれともなう饗宴など)において、陪従した諸臣への「人給」=雑給料として消費された物品の荷札であり、宴会後、供給量の勘定を経た上で、一括廃棄された物と見るべきなのではなかろうか。なお、この行幸では、聖武・光明子がともに行動しており、皇后宮関連施設には「天子大坐所」も存在したことが留意される(城24-17)。これらの事実は、この行幸時に調達—消費された調雑物が、二条大路木簡の主たる廃棄主体たる皇后宮関連施設のみならず、聖武とも密接に関わることを意味するからである(他の年次の物に比して数量的に天平7年度の貢進木簡が卓越するもの、この聖武との関係が考慮されるべきであろう)。

しかし、第2グループの調雑物木簡は、芳野行幸に関連して消費された食料品の荷札のみではない。同年の年紀を有するものでも、後述するように行幸以外の各種の公的行事で消費されたものもあったと思われる。また、木簡には、天平8年の芳野行幸後の日付を有するものも多い。同様に天平4~6年の年紀のものもあるが、これらも時期的にやや隔たっており、行幸との関係は想定しに

くい。

『延喜大膳職式』・『同内膳司式』には、皇后宮（中宮）で独自に実施される節会などの年中行事に際して準備すべき、「供御」料や雑給料といった食料品などに関する規定が見られる。また万葉集⁽²⁹⁾などでは、光明子の皇后宮において、恒例・臨時の節会・法会などが実施されていたことが確認できる。そして、二条大路木簡の廃棄主体においても、そうした公的礼儀を実施していたことが推測できる。

[史料10] (城 22-18)

・春夏節々美

・禄帳 天平八年
八月一日

[史料11] (城 29-29)

・度酒二斗六升

・ 例會物會會

以前

兩會分以前□ □

[史料10] は、SD5100のUO15地区より出土した題箋軸である。「美禄」については、よくわからない。「禄」とあるので節禄に関するものかもしれないが、あるいは食料品の下賜に関わる記載かもしれない。いずれにせよ、これによれば、二条大路木簡の主たる廃棄主体である皇后宮関連施設において、「春夏節々」すなわち、年中行事として営まれる春と夏の各種の節会に際して、「美禄」が支給されたことが判明する。また、この題箋軸には、「天平八年八月一日」の日付が見られる。よってこれは、おそらくは、時々の春・夏の節会に際して支給された「美禄」を、支給後に一括して勘録した帳簿につけられていたものであろう。そして、この題箋軸が、直接食料品の支給に関わる帳簿に関わるものであったか否かは別としても、こうした節会に際しては、「供御」料・雑給料いずれにせよ、多くの海産物食料品が調達・消費されたと見るのが自然であろう。さらに言えば、この題箋軸は天平8年のものであるが、同様のことは他の年次でも想定可能である。たとえば[史料11] は、SD5300のJF12地区より出土したものである。二条大路木簡の廃棄主体へ送られた酒の送り状かもしれない。ミセケチされているので断定はできないものの、「兩會」や「例會」などあるので、これは皇后宮関連施設で実施された恒例の節会もしくは法会に関わるものであろう。法会の場合は、魚介類は制限されようが、少なくとも海草類は供養料・雑給料として消費されようし、他の節会とすれば、当然各種の海産物が消費されたはずである。したがって、こうした恒例の公的行事に際して消費された物品もかなりあったと思われる。とすれば、天平7年以外の年紀を有した調雑物の荷札は、こうした皇后宮関連施設で独自に実施された、各種公的儀礼で消費された物品の荷札であったものも多く含まれている、と考えて大過ないのではなかろうか。

このように、天平7年度の年紀を有する堅魚などの荷札木簡は、翌8年に聖武・光明子が同道した芳野行幸の「供御」料・雑給（人給）料として調達・消費されたものの一部である蓋然性が高いと思われ、それ以外のものも、皇后宮関連施設において実施された各種の公的儀礼で消費された物品の荷札である可能性が高いのである。

上記した①～⑫の地域からの調雑物などの荷札木簡も、出土のあり方より見て他の調雑物木簡と

なんら変わりなく、消費のあり方も同様と推測できる。そして、これらは複数の年次にわたり同一郷から貢進されてきたものであった。しかも、前節で述べたように、いずれも皇后宮との何らかの関係が想定できるⅠ～Ⅲの遺構からも、二条大路木簡の調雑物・贅などの貢進地と共通する郷からの貢進荷札が、多数確認できた。

さて、以上、前節および本節において、二条大路木簡およびそれに密接に関わる遺構から出土した調雑物・贅木簡の検討を行ってきた。その検討結果をふまえて、ここで次のような仮説を提示したい。すなわち、皇后宮には、皇后がその地位にもとづいて実施する儀礼など各種の公的行事に際して、優先的に物資が貢進されるような、皇后の地位に密接する固有の公的な基盤（地域＝郷）が存在していた、ということである。二条大路木簡として廃棄された海産物の調雑物木簡は、そうした皇后の公的職務遂行に密接する地域から貢進されたものが大きな比重をしめたと思われるのである。

では、こうした王権（この場合は皇后）に密接する固有の公的な基盤とは、具体的にはいかなる性格の地であり、歴史的にどのように形成されてきたものなのであろうか。最後にこの点について考えてみよう。

上記した①～⑫の調雑物の貢進地や、Ⅰ～Ⅲの遺構出土の荷札木簡で、二条大路木簡の荷札木簡と重なる貢進地の郷を通覧した際、直ちに気付く点は、これらには、以下に見るように、ミヤケに系譜する地域やその近接地がいくつも含まれているという事実である。

まず若狭国の事例について。遠敷郡の北川流域は、国府・国分寺が存在したと見られ（遠敷郷）、条理遺構が残り、前方後円墳も密集する地域であり、歴史的に若狭の中心地域であったことが知られている。その北川の上手の上中町に、大字「三宅」の地が現存する。そして周辺の大字「脇袋」には、古墳時代中期ごろのものと言われる上ノ塚古墳・中塚古墳・西塚古墳などの前方後円墳も存在する。「三宅」は、律令制下の三宅里（郷）の故地と思われるが、この地から貢進された藤原宮出土の己亥の年紀を有する塩の貢進荷札木簡に、「三家首末呂」の名が確認できる（藤A）。「三家首」はミヤケの現地管掌者の職掌が姓化したものと見られる。したがって、すでに諸氏による指摘⁽³⁰⁾があるように、この大字「三宅」周辺に、塩の調達を主目的として設置されたといわれる若狭ミヤケの本拠地が置かれたことは、まず疑いないだろう。また木簡によれば、遠敷郡（後に分離して大飯郡となる地域も含む）には、「三家人」の姓をもつものが多かったことが知られる。「三家人」は、⁽³¹⁾「人制」による職掌名が後に姓化したものであろう。そして、問題の玉置郷に付属したと見られる玉置駅からの天平4年の調雑物（塩）の荷札木簡（ⅠのSK820出土木簡）に見られる貢進者も、「三家人黒麻呂」であった。玉置郷の故地は、北川沿いの上中町の大字「玉置」を中心とする地域と見られ、近辺には前方後円墳（上船塚古墳・下船塚古墳）が存在する。大字「三宅」からは5キロメートル弱離れたところに位置している。しかし、ともに北川流域の周辺に位置しており、北川の水運により密接に結びつきうる。したがって、玉置郷の木簡に見られる「三家人」も、かつての若狭ミヤケとの関係が十分に想定可能であろう。

なお、「三家人」の姓がもっとも卓越して見られるのは、⑪若狭国遠敷郡佐分郷からの調雑物木簡である。ただし佐分郷の故地は、大飯郡大飯町を流れる佐分利川の中流域と見られる。したがっ

て、上中町の「三宅」の地との直接的な関係はにわかには想定しがたい。しかし、他方で「三宅人」の事例の多さも無視できない。館野氏はここから、上中町の「三宅」の故地とは異なるミヤケの拠点⁽³²⁾が佐分郷の地にも存在した可能性を指摘している。この他、三方郡能登郷・竹田郷・駅家郷などからの調塩荷札木簡にも「三家人」が見られる。

かつての若狭ミヤケの実態がどのようなものかは容易に想定しがたい。しかし、これらの多数の「三家人」の木簡の事例より判断すると、あるいは若狭ミヤケとは、遠敷郡三宅郷を本拠としつつ、佐分郷や三方郡能登郷など各地に拠点を設けて、互いに連関しながら全体としての中央の需要に応じた製塩事業などを行うものであったのかもしれない。

⑧隠岐国海部郡御宅郷（神宅郷）は、中ノ島に所在し、「御宅」ないし「神宅」の名を持つ郷である。藤原宮出土木簡にも「海部評三家」が確認できる。これは、かつてこの地にミヤケが設置された事実に由来するものと見られる⁽³³⁾。海部郡に海産物貢進木簡の木簡が多いのは、この地が中核的な拠点であったことによるのだろう。また、近接する智夫郡（西ノ島）に所在の三田郷も、この地のミヤケに関わる「屯田」に由来する可能性がある。

なお、関連して注意すべきは、『延喜玄蕃寮式』に、外交使節の来航に際して、迎賓施設において、外交儀礼の一環として「神酒」とともに「隠岐鯨」を給するという規定が存在することである。「神酒」などを給付する外交儀礼の原型が令前にさかのぼることは、すでに諸氏によって指摘⁽³⁴⁾されている。したがって、ミヤケを拠点とした「隠岐鯨」の貢進も、こうした外交儀礼の整備に関わって整備されたものである可能性がある。

Iの出土木簡と二条大路木簡に共通してみられる、備前国児島郡三宅郷からも塩が貢進されている。いうまでもなく、欽明朝に設置されたキビの児島ミヤケに系譜をひく郷である。また、児島郡小豆郷など三宅郷周辺地域からも塩の貢進荷札木簡が確認できるが、それらにも白猪部などの名が見られるものがある。したがって周辺部の郷域も、かつてキビの児島ミヤケを構成するか、その影響下にあった地域と見てよかろう。そして、8世紀以降にも、同郡小豆嶋で官牛を飼育していたことが知られる（『続日本紀』延暦三年十月庚午条）ように、この地域はその後も公的な性格が強い地であった。

⑤安房国安房郡広湍郷、⑥同国安房郡公余郷や、Iと共通する上総（安房）国朝夷郡健田郷など、安房国からの調（鯨）貢進が見られる。安閑紀元年4月朔条には、膳氏の墓記にもとづくともされる上総の伊甚ミヤケの設置伝承記事がある。ここから、安房・上総の調、とりわけ「東鯨」の貢進が、この伊甚ミヤケからの貢進の系譜を引くものである可能性が指摘⁽³⁵⁾されている。

⑫淡路国津名郡阿餅郷からの調塩などの荷札が見られる。淡路国は、周知のごとく若狭や安房などととともにミケツクニとされた国で、『延喜式』には淡路からの贄貢進の規定が多数確認できる。そして、仲哀紀2年2月条には「淡路屯倉」の設置伝承が見られ、三原郡三原町あたりが故地と推定されている。⑫の塩も、あるいはこの淡路ミヤケを拠点とする貢納に関連するものであるかもしれない。

同様のことは、駿河国からの荷札木簡にも言えそうである。①駿河国廬原郡川名郷や、②同国駿河郡宇良郷（Ⅲとも共通）、Iと共通する有度郡嘗見郷からの調荷札がある。他方、安閑紀年2年5月甲寅条の一連のミヤケ設置伝承記事の中には、「駿河国稚贄屯倉」が見られる。

その上、駿河国の場合、8世紀に至っても王権との公的かつ密接なつながりを有している地域が確認できる。すなわち、志田郡衙跡かといわれる藤枝市御子ヶ谷遺跡からは、「中衛」と記された墨書土器が出土している。また『続日本紀』天平宝字元年(757)8月甲午条によれば、益頭郡人金刺舎人麻自が発見した、「皇帝・皇后」=孝謙と光明子の亡き聖武に対する至誠を帝釈天が愛でて出現させたと言われる瑞祥の蚕を、中衛舎人の賀茂君継手が馭使となって持参していることも知られる。このように、駿河国志太郡や益頭郡には、8世紀中葉には、王権に密接し二条大路木簡の廃棄主体たる皇后宮関連施設の護衛などにも直接関わっていた、中衛舎人が駐在していたことが確認できる。

さらに、以下の二条大路木簡を検討しよう。

[史料12] (城 29-32)

- ・有度郡嘗□
- ・堅魚十一斤□

[史料13] (城 31-39)

- ・目代所 駿河国有度郡當見郷 宇度
- ・ 従七位□□林朝臣

二条大路木簡の中には、駿河国有度郡嘗見郷からの堅魚の荷札木簡が3点見られる。[史料12]はその一つである。いずれも税目は不明だが、SK820からも同郷の堅魚の荷札が見られ、調荷札なので、この場合も同様の調雑物の荷札と見てよからう。

次に、[史料13]の木簡は、破損のため本来の形状が不明である。SD5100のUO38地区より出土している。しかし、おそらくこれは、「目代所」に所属する「従七位□□林朝臣」某が発給した、文書木簡ではないかと思われる(物品に添えられた送り状の可能性もあろう)。この木簡には、「駿河国有度郡當見郷」の記載が見られる。「當見郷」は、嘗見郷を指すものであろう。「目代所」は、先に検討した「国造豊足解」などの事例などから判断すると、在地の機構であって、宛所たる中央所在の本主(機構)との関わりで、税などの物資の収納と中央への貢進を管理した現地代官所的な組織ではなかろうか(なお、事書と見られる部分に「駿河国有度郡當見郷」と丁寧な記載が見られるので、目代所の所在地は、あるいは駿河国ではないのかもしれない。しかし、いずれにせよ、駿河国の近隣に所在したことは間違いあるまい)。文書木簡の場合は、宛所と廃棄されるところが異なる場合がある。しかし、この場合は、被管(広義)の現地機関である「目代所」から本主へ宛てられた、多分に内部的なものと推察され、宛所と木簡の廃棄主体の乖離は想定しにくい。したがって、宛所は二条大路木簡の廃棄主体と見てよからう。そして上記したように、駿河国有度郡嘗見郷は、平城宮内の遺構たるIのSK820より出土した木簡の廃棄主体にも調雑物を貢進していた地域なので、藤原麻呂家との私的な関係は想定しがたい。よって、廃棄主体としては、皇后宮関連施設ないしその警護を担当した衛府と見ておくのが妥当であろう。また、この木簡の差出人たる「□□林朝臣」の性格は不明である。しかし、「従七位」とあるように、内位の位階を有している点に注意される。これは、この差出人が、先に検討した目代国造豊足のような在地の豪族ではなく、むしろ舎人などの中央下級官人、もしくは某国国衛の国司である可能性を示すものといえよう。つまり、この木簡は、駿河国ないしその近隣の国で徴税などに関わった現地機関と思しき「目代所」

に所属する国司もしくは舎人級の下級官人が、所管（広義）たる皇后宮関連施設ないしそれを警護する衛府に宛てた文書木簡と思われるのである。そして、この木簡に記された駿河国有度郡嘗見郷からは、[史料12]のように、調雑物木簡が貢進されていた。

こうした事例から勘案すると、駿河国からの調雑物の場合は、中衛などが駐在するような王権に密接する公的な諸地域から貢進され、「目代所」などの現地機関を介して調達されて直接に皇后宮関連施設にもたらされるものも多かったと想定できるのではなかろうか（したがって、その場合は、大膳職への上納は帳簿上のみのこととなるであろう。）なお、問題の(3)の富士郡久貳郷からの調雑物の荷札の貢進も、こうしたものの一環である可能性がある。

このように、二条大路木簡やⅠ～Ⅲの遺構などで確認できる調荷札木簡の貢進地は、ミヤケなどの系譜をひく地域、もしくはその周辺部からのものを多く含んでいた。無論、すべての調（雑物）が、こうした地域からのみ貢進されたわけではない。しかし、これらの地域からの貢進物が、皇后宮関連施設での各種公的儀礼において消費された海産物物資の中で、重要な役割を果たしたことは疑いないであろう。天皇や三后など王権を構成する人物の遂行する各種儀礼で消費される物資を優先的に貢進する地域は、歴史的に公的・国家的な性格を強く有したミヤケの拠点およびその周辺地などを含んで構成されており、それらは適宜、各王権構成メンバーの宮などに割り振られたと推測されるのである。

問題の(2)若狭国遠敷郡玉置郷は、まさしくかつてのミヤケ周辺地で、且つ一時期は駅家も設置されたと見られた地であり、こうした王権（皇后藤原光明子）に密接する公的基盤の典型的な郷の一つに他ならない。中衛が常駐し「目代所」を通して物資が貢進されることがあった駿河国に所在した、(3)駿河国富士郡久貳郷の場合も同様であろう。これらの地域の東大寺への編入は、東大寺造営・運営および新たな国家的儀礼（法会）体系の整備という大事業の遂行のため、光明子の意向にもとづき、国家意志として遂行されたのである。

おわりに

以上、二条大路木簡を手がかりにして、東大寺領封戸の形成の特質の一端について言及してきた。検討の結果、東大寺の造営と運営が当該期の古代国家の諸政策にしめる位置の大きさが改めて浮き彫りになったように思う。

すなわち、東大寺領封戸の形成は、藤原氏という最有力〈貴族〉の有した家産制的財産としての性格を有する封戸（麻呂家の封戸や不比等・房前の功封）の一部を国家意志として施入するなど、支配層の財産の再編をも伴いながら実施された国家事業であった。

さらに、それは、王権が主催する国家的な儀礼体系全般を、財政的なあり方を含めて再編成する事業でもあった。⁽³⁶⁾海産物を主体とする食料品調雑物の主要部分は、国家の遂行する公的儀礼において「供御」料・雑給料・供養料・供神料などとして消費されたものと見られる。また、贅や中男作物の場合もそうした用途での消費が一定の割合を占める。王権構成メンバーが主導的に実施する年中行事的な公的儀礼に際しては、それぞれ優先的にこれらの食料品租税（調雑物・贅・中男作物など）を貢進してくる、固有の地域が存在したようである。それらはミヤケの系譜を引く地域など、

歴史的に公的な性格を強く有した地域を一つの核として構成されていたと見られる。こうした王権の公的職務遂行に密接する物資貢進地の一部も、東大寺の造営・運営と国家的仏教儀礼の遂行のための運営資財調達地域として、東大寺領封戸として編入されるに至ったのである。

なお、東大寺領封戸の形成において、光明皇后の意向が重要な意味をもったことも忘れてはならないだろう。光明子は、東大寺造営プロジェクトの遂行のため、一族の封戸の一部を編入し、みずからの公的職務遂行に密接する物資貢進地をも東大寺領とした。こうして光明子は、東大寺造営と儀礼体系の再編という一大プロジェクトに際して、支配層全体の合意の調達と国家意志の形成に、主導的な役割を果たしたと見られるのである。

以上が本稿の結論である。考察の過程で言及した公的儀礼と調雑物・贄などとのリンクの問題にも関わって、古代国家の遂行する公的儀礼体系の形成と税体系の成立との歴史的連関構造や、それらの形成時期の問題をはじめとして、残された課題が多いことは十分に承知している。それらの検討はすべて後考にゆだね、ひとまず本稿を閉じることにしたい。

註

(1)——近年のまとまった成果としては、山下有美『正倉院文書と写経所の研究』(1999年1月、吉川弘文館)がある。また、吉川真司「東大寺の古層—東大寺丸山西遺跡考—」(『南都仏教』78, 2000年2月)も重要である。

(2)——近年の成果としては、『日本古代荘園図』(1996年2月、東京大学出版会)所収の諸研究などがある。

(3)——竹内理三『日本上代寺院経済史の研究』(1934年5月、大岡山書店)など参照。

(4)——1995年3月刊行。以下、『正報告』と略記する。

(5)——以下に引用する渡辺氏の見解は、特にことわらないかぎり、すべて『正報告』のものである。

(6)——二条大路木簡の主たる廃棄主体について、渡辺氏はこれを光明皇后の皇后宮とする。以下の本文でも検討するが、長屋王家滅亡後から恭仁京遷都以前の期間に、左京三条二坊の中心施設が光明皇后の日常的な居所となり、それが二条大路木簡において「皇后宮」と称されたものであり、衛府がその施設の護衛にあたったことは、まず疑いがたいと思われる。ただし、この場所が皇后宮の中心施設ないし本拠地であったか否かについては、法華寺との関係や、この地の一部がその後太政官厨家になっていること等から勘案すると、なお検討が必要であろうと思われる。そこで本稿では、以下、二条大路木簡の主たる廃棄主体たる左京三条二坊の施設を、「皇后宮関連施設」と呼称して考察を進めることとする。

(7)——1999年3月、角川書店。

(8)——栄原永遠男「律令国家の経済構造」(同『奈良

時代流通経済史の研究』1992年2月、塙書房 所収、初出は1984年)を参照。

(9)——こうした観点からの贄に即した考察としては、東野治之「志摩国の御調と調制の成立」(同『日本古代木簡の研究』1983年3月、塙書房 所収)、樋口知志「律令制下の贄について(上)(下)」(『東北大学付属図書館研究年報』21・22, 1988年12月・1989年12月)、山尾幸久「『延喜式』の御贄をめぐって(上)(下)」(『古代文化』43-2・3, 1991年2・3月)などがある。三者の贄の位置づけ方や成立論にはかなりの相違があるが、ともに年中行事的な宴会儀礼と贄との密接な関連を指摘している点では共通する。本稿もこうした、贄や調雑物などの海産物の税とそれらの国家的な需要・消費のあり方との関連性を重視する視座(すなわち、経費論的視座)を継承するものである。

(10)——以下、『大日古』15ノ197~8のごとく略記する。

(11)——館野和己「郷里制の復元的研究」(奈良国立文化財研究所創立40周年記念論文集刊行会編『文化財論叢Ⅱ』1995年9月、同朋舎出版)。

(12)——ただし、(4)の讃岐国山田郡宮處郷については、上記したように「中臣宮處氏本系帳」に「山田県」が見られた。「山田県」が実在したか否かは不明だが、山田郡の隣郡の三木(貴)郡に「小屋県主」が盤踞したこと(『日本霊異記』下巻26)などから勘案して、この地域近辺に、王権に密接するといわれる県が存在したことは疑いない。これを重視すると、(4)の事例は、(2)や(3)のグループに入れるべきかもしれないが、この点の考察は他

日にゆだね、ここでは一応本文に記した理由により、(1)と同一の類型として考えておく。

(13)——林隆朗『光明皇后』(1961年12月, 吉川弘文館), 井山温子「不平等功封の相続について」(『日本歴史』542, 1993年7月), 吉川真司「天皇家と藤原氏」(『岩波講座日本通史第5巻 古代4』1995年2月, 岩波書店 所収) など参照。

(14)——高柳光壽「国造豊足の解文の研究—名の初見・統紀に対する疑問—」(『国史学』56, 1951年12月), 藪田香融「『国造豊足解』をめぐる二三の問題」(同『日本古代財政史の研究』1981年6月, 塙書房 所収, 初出は, 1959年), 虎尾俊哉「国造豊足解について」(同『古代典籍文書論考』1982年2月, 吉川弘文館 所収, 初出は1964年), 鬼頭清明「食封制の成立」(『日本史研究』93, 1967年8月), 加藤友康「律令制収奪と封戸—『国造豊足解』の理解をめぐる—」(『史学論叢』6, 1976年10月)。

(15)——渡辺晃宏「金光明寺写経所と反故文書」(『弘前大学国史研究』81, 1986年10月)。

(16)——山下有美「日本古代国家における一切経と対外意識」(『歴史評論』586, 1999年2月など参照)。

(17)——ちなみに, 光明子の意向による東大寺への藤原氏封戸の施入という行為は, 藤原氏総体の族的意向にも背反するものではなかったであろう。むしろ藤原氏は, 王権・国家の意向にそって, 率先して自らの家産の一部を投入する姿勢を示すことで, 国家枢要の政策に貢献する一族の地位と行動を誇示したものと見られる。こうした藤原氏と王権との構造的な連関については, 吉川真司註⁽¹³⁾論文に詳しい。なお, 吉川論文は, 光明子による国家的意向を帯びた藤原氏封戸(「大皇家封戸」)の利用が, すでに興福寺諸堂舎の造営や国分寺丈六仏造営のころからうかがえることを指摘している。

(18)——こうした両木簡の性格の共通性を最初に指摘し, 二条大路木簡の廃棄主体の一つが王権に密接することを主張したのは, 鬼頭清明「平城京の保存と長屋王木簡—東院南方遺跡の保存を訴える—」(同『古代木簡と都城の研究』2000年3月, 塙書房 所収, 初出は1991年)である。渡辺氏は, この鬼頭氏の主張をふまえて, 二条大路木簡に見られる食料品荷札木簡の廃棄主体について考察し, 結論として, これらが全体として, 衛府が管理する施設に関連する木簡群, 具体的には光明皇后の皇后宮に関連する木簡群であると見た。私も, この鬼頭説を前提とした渡辺氏の説が妥当であると思う。

(19)——館野和己「荷札木簡の一考察—貢進物の保管形

態をめぐる—」(『奈良古代史論集』一, 1985年5月, 奈良古代史談話会)を参照。なお, 館野氏は, IIのSD2700とSD10550の合流点付近から隠岐国の荷札木簡が大量に出土したことや, 他の遺構でも同様に一国単位で荷札木簡がまとまって出土する事例があることに着目し, 中央保管官司における品目一国ごとの保管→物品の消費地における木簡の一括投棄, という見方を提起している。しかし現時点では, IIの海産物荷札木簡群については, 隠岐国のそれのみならず, むしろ総体として, 二条大路木簡やIのSK820出土木簡, さらに後述するIIIの宮町遺跡出土の海産物荷札木簡などとの間に貢進地の共通性があることこそを, より重視すべきと思われる。したがって, これらの海産物とその荷札木簡の調達—保管—消費のありかたについては, 上記の遺構との関連性の問題を念頭において, 改めて考えてみる必要があるだろう。以下, 本文においてこの点について検討したい。

(20)——古代都城制研究集会実行委員会編, 1997年2月。

(21)——「宮町遺跡出土木簡概報I」(1999年11月, 信楽町教育委員会)。

(22)——東野前掲註(9)論文など。

(23)——渡辺晃宏「志摩国の贄と二条大路木簡」(『続日本紀研究』300, 1996年3月)。

(24)——俣野好治「木簡にみる八世紀の贄と調」(『新しい歴史学のために』233, 1999年5月)。

(25)——ちなみに, 参河国幡豆郡篠嶋・析嶋などからの月料の贄木簡は干物類が多く, 第1グループと第2グループの中間的な位置を占めるものと思われる。これらの多くは, 後述する第2グループと同様の消費のあり方を示すものかもしれない。

(26)——この点に関しては, 樋口前掲註(9)論文にも言及がある。

(27)——佐藤信「古代安房国と木簡」(同『日本古代の宮都と木簡』1997年4月, 吉川弘文館 所収, 初出は1993年)。

(28)——吉野秋二「人給所に関する基礎的考察—出土資料からみた律令官司制—」(『続日本紀研究』320, 1999年6月の「例会報告要旨」), および同氏の続日本紀研究会での口頭発表レジュメ。

(29)——1009番(雲城王らへの橘宿禰賜姓後に聖武と光明子が実施した皇后宮での臨時の肆宴), 1594番(皇后宮での唯摩講, 恒例か)など。

(30)——井上辰雄「古代製塩の生産形態」(同『正税帳の研究』1967年11月, 塙書房 所収), 狩野久「御食国

と膳氏一志魔と若狭」(同『日本古代の国家と都城』1990年9月, 東京大学出版会 所収, 初出は1970年)。館野和己前掲註(1)論文, 同「若狭の調と贄」(『越と古代の北陸』1996年7月, 名著出版 所収) など。

(31)——直木孝次郎「人制の研究」(同『日本古代国家の構造』1958年2月, 青木書店 所収)。

(32)——館野「若狭の調と贄」(前掲註(30))。

(33)——佐藤信「古代隠岐国と木簡」(同前掲『日本古代の宮都と木簡』所収, 初出は1983年・1986年)。

(34)——近年では, 森公章「古代難波における外交儀礼

とその変遷」(『前近代の日本と東アジア』1995年1月, 吉川弘文館 所収) など。

(35)——佐藤前掲註(7)論文。

(36)——中林「護国法会の史的展開」(『ヒストリア』144, 1994年12月 所収)において, 東大寺・大仏造営事業にともなって華嚴経を本とする一切経の講説・転読体制が整備され, 従来の法会体系が発展的に再編されたことを指摘した。また山下前掲註(1)書も, この点について論じている。

(大阪外国語大学)

(2000年12月25日受理, 2001年6月22日審査終了)

The Formation of Todaiji-ryo Fuko and Empress Komyo with the Fujiwara Clan

NAKABAYASHI Takayuki

It has been clarified that Nijo-oji *mokkan* (narrow strips of wood with official messages) were largely composed of two groups: those related to the Empress Court of Fujiwara-no Komyoshi and *Efu* (the military office on guard, and those closely related to them) and disposed by the Fujiwara-no Maro family.

They included:

- 1) *Yo-mai-nifuda mokkan* from Kamisakata-go, Sakata-gun, Omi-no kuni;
- 2) *Cho-en-nifuda mokkan* from Tamaki-go, Oniu-gun, Wakasa-no kuni;
- 3) *Cho-katsuo-nifuda mokkan* from Kuni-go, Fuji-gun, Suruga-no-kuni;
- 4) kezurikuzu (shavings) recorded as from *Miyatokoro-go* (宮處郷), Sanuki-no kuni.

1) were Fuko *yo-mai-nifuda* of the Maro family, and Item 4) were related to the domain of a Clan closely involved in the Fujiwara Clan. On the other hand, 2) and 3) were both *cho-zatsubutsu koshin* (tributes) *mokkan* from *kogo* (公郷). These *go* (郷) were later integrated into the territory of Todaiji Temple.

Many of those in the status of Shijin of the Fujiwara-no Maro family worked at *shakyo-sho* (office for producing hand-copied sutras) as servants for the Empress Court after the death of Maro. The integration of Maro's residence into Todaiji territory was based upon the intention of Komyoshi, who also controlled part of the *Fuko* once in the possession of the late *Dajo-daijin* (Fuhito). It is natural to regard "*kokuzo toyotari-no-ge* (国造豊足解)" as addressed to the servant of the Empress Court, and therefore it is assumable that part of the *Fuko* in the possession of the late *Sadaijin* (Fusasaki) was under the control of Komyoshi. The tributary areas mentioned in 1) and the land in 4) were integrated into the Todaiji territory, based upon a series of Komyoshi's rights to administer and manage the family property of the Fujiwara Clan.

Any of the sites among I, the 13th survey inside Heijo-kyu, and likewise those in II the 129th and 139th, III. Miyamachi Relics, etc. has something to do with the Empress Court of Komyoshi. Many of the tributary areas recorded on *nie* and *cho-zatsubutsu nifuda mokkan* excavated from the sites also overlap with those on the Nijo-oji *mokkan*. On the other hand, the majority of *nie* and *cho-zatsubutsu nifuda mokkan* among Nijo-oji *mokkan* are related to banquet charges for

miscellaneous official events, such as the Empress's visit to Yoshino and *sechi-e* (court banquets) sponsored by the Empress. With this place, we can identify 12 cases where there were tributes from the same *kogo* (公郷) for more than one year, among which we can identify the tributes from the same lands recorded on the *nifuda* from I to III. As seen from the above, some of *nie* and *cho-zatsubutsu* were consumed preferentially for carrying out official duties of a particular sovereign power, and it seems possible to identify the tributary areas because they are limited. The core of the tributary areas is where *miyake* was defined as the base and its neighboring areas. The places mentioned in 2) and 3) were unique public areas deeply involved in the implementation of official duties of the above mentioned sovereign power (of Empress Komyo), and they were integrated into the territory of Todaiji based upon the will of Komyoshi as a national intention.